

# 清掃事業概要

令和7年度



ごみ減量推進キャラクター

和歌山市

# 和歌山市民憲章

わたくしたちは、和歌山市民であることに誇りをもち、平和で豊かなまちをつくるため、市民の心がまえを定めます。

- 1 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 2 互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
- 3 きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
- 4 仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
- 5 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

## 和歌山市市歌

一、これ南海の鎮めぞと

南龍公が志

潜めし城は旧りにしを

城下の意気ぞ新なる

星移り物変わるとも

常若の市 和歌山

二、見よ紀の川の川口に

民衆起ちて封建の

夢吹き払い新時代の

都市に産業興りたり

星移り物変わるとも

常若の市 和歌山

三、豈煤煙を誇らんや

風光ゆかしこの辺り

鶴鳴き渡る和歌の浦

高野の山も近くして

星移り物変わるとも

常若の市 和歌山

佐藤春夫 作詞  
山田耕筈 作曲

# はじめに

廃棄物を迅速かつ適正に処理し、快適な生活環境を維持することは、地方自治体に課せられた重要な責務です。

近年、環境問題への意識の高まりと社会経済情勢の変化に伴い、廃棄物の排出量は減少傾向にあります。今後、一層のごみ減量と資源の有効活用を促進する必要があることから、廃棄物の処理だけでなく、地域コミュニティとの連携強化や環境の保全等も視野にいたれ、より広域かつ総合的視点からの取組みが求められています。

和歌山市においては、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けた循環型社会を目指し、廃棄物の排出抑制、再使用、資源化による減量化の促進、それでもなお循環的利用が行われないものに対する適正処理の確保、更に廃棄物処理事業の効率化を進めており、老朽化した施設の改良等、ソフト・ハードの両面にわたり長期的視点に立ったごみ処理の推進を図っています。

廃棄物行政を取り巻く情勢は常に変化しており、それに合わせた事業の展開を行い、市民サービスの向上を図りながら、循環型社会の実現を目指し、市民、事業者、行政の三者が一体となり、ごみ減量の取組みと効率的な資源分別の推進を協働していく必要があります。

ここに、令和7年度版清掃事業概要を作成しましたので、参考資料として活用いただければ幸いに存じます。

環境部



和歌山市ごみ減量推進キャラクター「リリクル」

スリーアール  
3 R 推進によるごみ減量をより市民の身近なものにするために、親しみやすい広報キャラクターとして誕生した。名前は「リデュース」の「リ」、「リユース」の「リ」、「リサイクル」の「クル」から「リリクル」とした。

スリーアール  
3 R : リデュース（ごみを減らす）  
リユース（もう一度使う）  
リサイクル（分けて資源に使う）  
の3つの取組により、ごみの減量、資源分別を推進している。

### 青岸エネルギーセンター（ごみ焼却場）

所在地：和歌山市湊 1342 番地の 3

- ・敷地面積 約 10,000 m<sup>2</sup>
- ・着工 昭和 57 年 10 月
- ・竣工 昭和 61 年 3 月
- ・事業費 8,636,000 千円



### 青岸クリーンセンター（ごみ焼却場）

所在地：和歌山市湊 1342 番地の 39

- ・敷地面積 約 7,000 m<sup>2</sup>
- ・着工 平成 6 年 10 月
- ・竣工 平成 10 年 3 月
- ・事業費 18,120,000 千円

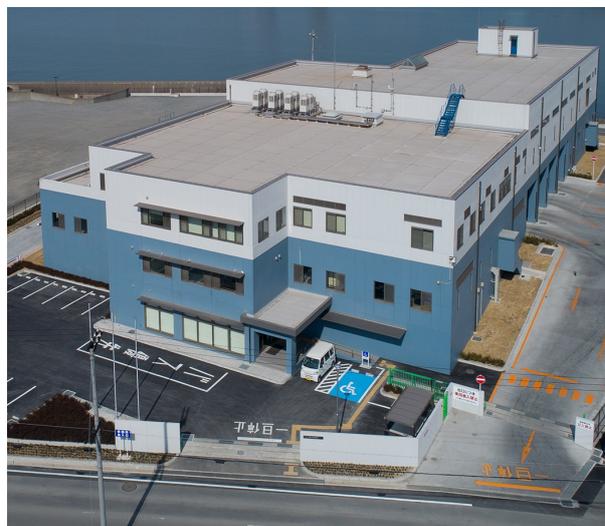
※ごみの減量により令和 2 年度に休炉。令和 3 年度からは、ごみピットを活用し、青岸エネルギーセンターの焼却炉点検中のごみ受け入れ中継施設としています。



### 青岸汚泥再生処理センター（し尿処理場）

所在地：和歌山市湊 1342 番地

- ・敷地面積 約 9,000 m<sup>2</sup>
- ・着工 平成 24 年 12 月
- ・竣工 平成 29 年 3 月
- ・事業費 約 6,400,000 千円



## 青岸ストックヤード（資源選別施設）

所在地：和歌山市湊 1342 番地の 8

- ・敷地面積 約 6,855 m<sup>2</sup>
- ・着 工 平成 29 年 6 月
- ・竣 工 平成 30 年 4 月
- ・事業費 約 558,000 千円



# 目 次

## I 総論

### 1 和歌山市のあらまし

(1) 地勢	3
(2) 市勢	3
(3) 人口	4

## II 環境部の規模

### 1 行政機構、職員配置及び事務分掌

(1) 行政機構	7
(2) 職員配置	8
(3) 事務分掌	9

### 2 環境部関係施設

(1) 施設一覧表	1 6
(2) 施設職員の勤務状況一覧表	1 6
(3) 施設配置図	1 7

## III ごみ処理事業について

### 1 ごみ処理事業の沿革

### 2 一般廃棄物

(1) ごみ収集方法とごみ処理手数料	2 3
(2) ごみ処理状況表	2 7
(3) 一般廃棄物（ごみ）収集・処理経費の推移	3 1
(4) ごみ減量推進事業	3 2
(5) ふれあい収集	3 3
(6) 小型家電等の分別回収	3 3
(7) ごみ減量推進員制度	3 3
(8) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度	3 4
(9) 一般廃棄物処分業許可制度	3 4
(10) 資源集団回収奨励金制度	3 4

### 3 産業廃棄物

### 4 不法投棄の監視体制とその処理

### 5 車両及び施設

(1) 車両	3 6
(2) 施設規模	3 7

6	今後のごみ収集処理事業計画	
	(1) 現況と問題点	4 0
	(2) 基本目標	4 1
	(3) 施策の体系	4 1
	(4) 施策	4 1
IV	し尿処理事業について	
1	し尿処理事業の沿革	4 5
2	一般廃棄物（し尿）収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者一覧表	4 6
3	浄化槽保守点検登録業者一覧表	4 7
4	浄化槽設置状況	4 9
5	し尿終末処理施設（青岸汚泥再生処理センター）の概要	4 9
6	公衆便所関係	4 9
7	令和6年度し尿終末処理一覧表	4 9
8	令和6年度し尿処理状況	4 9
9	今後のし尿収集処理事業計画	5 0
V	参考資料	
1	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例	5 3
2	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則	6 4
3	和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例	1 0 3
4	和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例施行規則	1 0 6
5	和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	1 1 5
6	和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則	1 2 1
7	和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1 2 4
8	和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	1 3 0
9	和歌山市特定美観地域等における建設廃材等の処理に関する条例	1 4 6
1 0	和歌山市廃棄物対策審議会条例	1 4 7
1 1	和歌山市手数料条例（抜粋）	1 4 9
1 2	清掃事業年表	1 5 1

# MEMO



# I 総論

## 1 和歌山市のあらまし

(1) 地 勢

(2) 市 勢

(3) 人 口



# I 総論

## 1 和歌山市のあらまし

### (1) 地勢

和歌山市は、紀伊半島の北西部に位置し、北はみどり豊かな和泉山脈ののどかな山並みに囲まれ、西は風光明媚な紀淡海峡に面し、紀の川の河口に位置する和歌山県の県都です。

#### 位置及び地名

方位	地名	緯度 経度	距離	海拔	
				最高	最低
極東	上三毛	東経 135 度 19 分	東西 29.0km	490.2m	0.6m
極西	加太(沖の島)	東経 135 度 00 分			
極南	毛見	北緯 34 度 09 分	南北 17.5km		
極北	滝畑	北緯 34 度 19 分			
市役所本庁舎の位置	和歌山市七番丁 23 番地 東経 135 度 10 分 北緯 34 度 14 分				
面積	208.84 km <sup>2</sup> (令和 8 年 1 月 1 日現在)				

### (2) 市勢

和歌山市は紀の川の河口部にあることから、古くから外洋船舶と内陸河川交通の結節点として発展し、江戸時代には徳川御三家である紀州藩の城下町として整備されました。以後、和歌山県の県都として発展し、平成 9 年度より中核市となりました。史跡和歌山城や名勝和歌の浦、雑賀崎などの歴史文化資産や豊かな自然に恵まれる本市は、古くから皇族や貴族が訪れ、今日でも大都市近郊の観光都市として多くの人々が訪れるまちとなっています。

明治 2 年（1889 年）に市制を施行したときの人口は 5 万人あまりでしたが、地場産業の発展や周辺の町村との合併などにより人口が増加しました。また、昭和戦前期には大規模な製鉄所や化学工場を誘致し重化学工業のまちとして発展してきました。

市勢の進展とともに隣接町村を次々に合併して市域を拡大し、人口も日本の高度経済成長の波に乗って増加しました。昭和 60 年にピークに達しましたが、以降、人口減少に転じて現在に至っています。

現在は、少子高齢化・人口減少の時代変化に対応した、コンパクトで便利なまちづくりを目指しています。

### (3) 人 口

令和7年3月31日現在（住民基本台帳に基づく）

人 口 351,267人

世帯数 176,888世帯

## Ⅱ 環境部の規模

### 1 行政機構、職員配置及び事務分掌

- (1) 行政機構
- (2) 職員配置
- (3) 事務分掌

### 2 環境部関係施設

- (1) 施設一覧表
- (2) 施設職員の勤務状況一覧表
- (3) 施設配置図

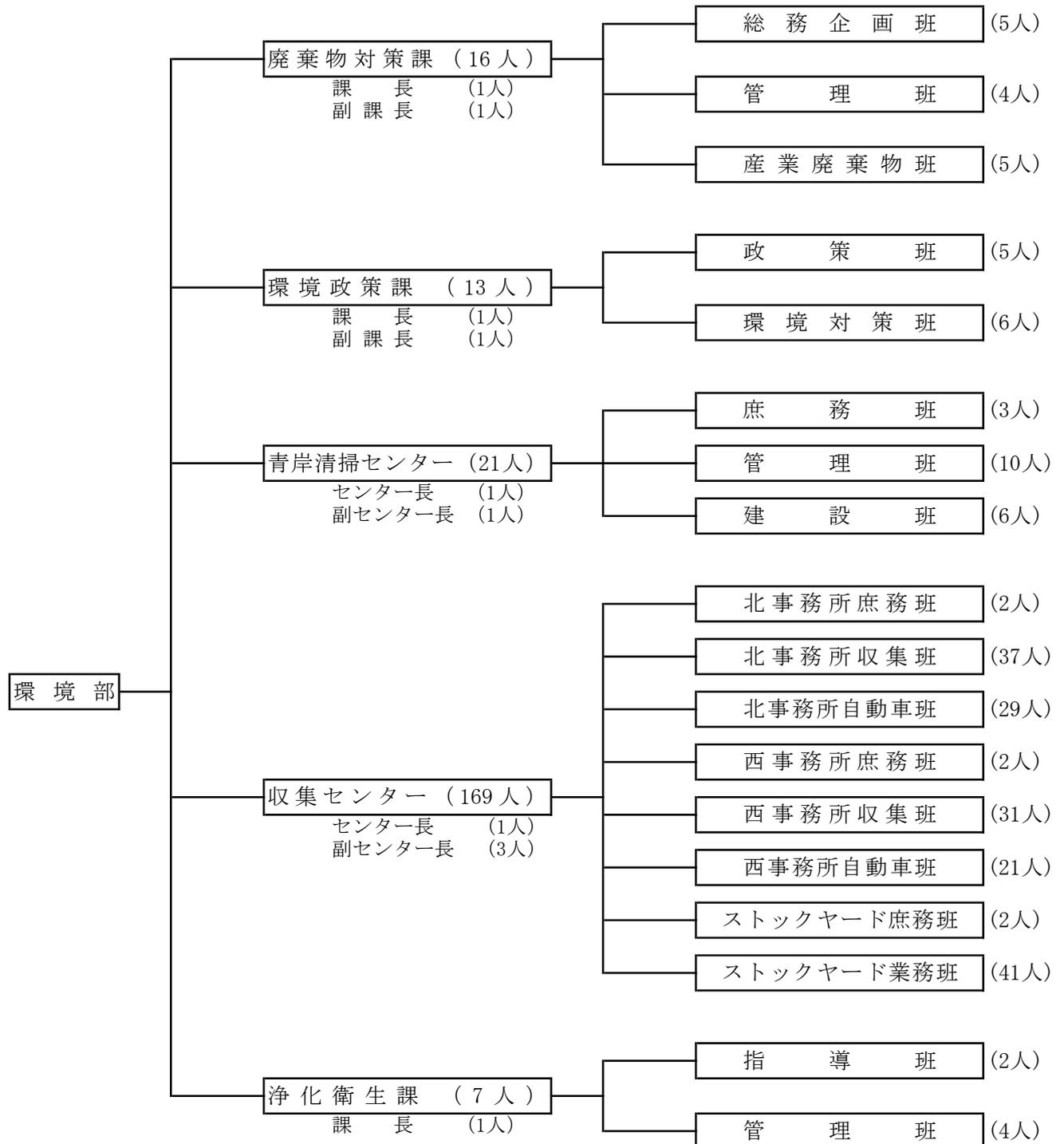


## II 環境部の規模

### 1 行政機構、職員配置及び事務分掌

#### (1) 行政機構（令和7年4月）

※会計年度任用職員除く



(2) 職員配置

令和7年4月

所属  職務の区分・種類、 職名（事務取扱）		環 境 部										合 計	
		廃 棄 物 対 策 課	環 境 政 策 課	青岸清掃センター			収集センター			浄 化 衛 生 課			
				セ エ ン ル タ ギ ー	セ ク ン リ タ ー ン	処 汚 理 セ ン タ ー 再 生	北 事 務 所	西 事 務 所	ヤ ス ト ー ツ ド ク				
行 政 職	部 長	1										1	
	課 長 センター長		1	1	1			1			1	5	
	副 課 長 副センター長		1	1	1			1	1	1		6	
	班 長		3	2	2	1		3	3	2	2	18	
	企画専門員 企 画 員		1		2	1	3					7	
	一 般 事 務 員	事 務 主 査		3	2	1			1			1	8
		事 務 主 任 事 務 副 主 任		4	1					1	1	2	9
		主 事		2	1								3
	一 般 技 術 員	環境作業長							8	5	10		23
		技術専門員											0
		技 術 主 査			1	2	2	1					6
		技 術 主 任 技 術 副 主 任			3		2					1	6
		技 師		1	1	1							3
	技 能 労 務 職	技 術 主 査							36	33	26		95
		技 術 主 任 技 術 副 主 任							10	8	1		19
技 師 副 技 師								6	3	3		12	
合 計		1	16	13	10	6	4	66	54	44	7	221	
短時間再任用職員					1			4	1			6	
会計年度任用職員 （事務員）			1								1	2	
会計年度任用職員 （資格職・技能労務職）			3	1	6	1		2	1	8		22	
会計年度任用職員 （事務補助員）				4							2	6	
総 合 計		1	20	18	17	7	4	72	56	52	10	257	

### (3) 事務分掌

#### 廃棄物対策課

一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の適正処理を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。

##### (1) 総務企画班 次に掲げる事務

- ア ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画に関すること。
- イ ごみ減量アクションプランに関すること。
- ウ 一般廃棄物（ごみ）の調査及び統計に関すること。
- エ 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物対策審議会に関すること。
- オ 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に関すること。
- カ 指定ごみ収集袋製造の承認に関すること。
- キ 一般廃棄物処理施設の計画に関すること。
- ク 課内他班の所管に属しないこと。

##### (2) 管理班 次に掲げる事務

- ア 一般廃棄物（ごみ）の処理に係る総括に関すること。
- イ 一般廃棄物（ごみ）の苦情の受付及び処理に関すること。
- ウ 一般廃棄物（ごみ）排出者の指導に関すること。
- エ 一般廃棄物（ごみ）の不法投棄の防止及び処理に関すること。
- オ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可及び指導に関すること。
- カ 一般廃棄物（ごみ）処理施設の設置許可に関すること。
- キ 収集資源の処理委託に関すること。
- ク 災害廃棄物仮置きヤードの維持管理に関すること。

##### (3) 産業廃棄物班 次に掲げる事務

- ア 産業廃棄物処理業の許可に関すること。
- イ 産業廃棄物処理施設設置許可に関すること。
- ウ 熱回収施設設置者の認定に関すること。
- エ 産業廃棄物の情報管理に関すること。
- オ 産業廃棄物処理業の調査及び統計に関すること。
- カ 産業廃棄物処理業者に対する指導に関すること。
- キ 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例（平成13年条例第18号）に関すること。
- ク 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に関すること。
- ケ 産業廃棄物排出事業者に対する指導及び調査統計に関すること。

- コ 産業廃棄物の苦情の受付及び処理に関すること。
- サ 産業廃棄物の不法投棄の防止に関すること。
- シ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に関すること。
- ス 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。
- セ 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号）に係る木くずの搬入手続等に関すること。
- ソ 和歌山市特定美観地域等における建設廃材等の処理に関する条例（平成13年条例第17号）に関すること。
- タ 和歌山県産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）に関すること。

## 環境政策課

環境の保全に関する企画及び調整並びに対策を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。

### （1）政策班 次に掲げる事務

- ア 環境基本計画に関すること。
- イ 地球温暖化対策実行計画に関すること。
- ウ 自然環境及び生物多様性に関すること。
- エ 環境学習及び環境啓発に関すること。
- オ 環境マネジメントシステムに関すること。
- カ 環境審議会に関すること。
- キ 課内他班の所管に属しないこと。

### （2）環境対策班 次に掲げる事務

- ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に関すること。
- イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に関すること。
- ウ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）に関すること。
- エ 振動規制法（昭和51年法律第64号）に関すること。
- オ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に関すること。
- カ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関すること。
- キ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に関すること。
- ク ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に関すること。
- ケ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に関すること。

- コ 和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）に関する事。
- サ 和歌山市排出水の色等規制条例（平成3年条例第44号）に関する事。
- シ 生活排水対策推進計画に関する事。
- ス 環境保全協定及び公害防止協定に関する事。
- セ その他環境保全の対策に関する事。

## 青岸清掃センター

一般廃棄物の適正な中間処理を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。

### (1) 庶務班 次に掲げる事務

- ア 手数料の収納整理に関する事。
- イ ごみ搬入量及び処理の記録等（センターに係るものに限る。）に関する事。
- ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター（センターに係るものに限る。）に関する事。
- エ 犬、猫等の動物の死体の収集及び処理に関する事。
- オ センター内他班の所管に属しない事。

### (2) 管理班 次に掲げる事務

- ア 搬入ごみの処理及び処分に関する事。
- イ 青岸エネルギーセンター（和歌山市清掃工場規則（昭和46年規則第28号。以下この項において「清掃工場規則」という。）第2条の表に規定する和歌山市青岸エネルギーセンターをいう。）の維持管理及び整備に関する事。
- ウ 搬入ごみの処理計画及び調整（センターに係るものに限る。）に関する事。
- エ し尿等の処理及び処分に関する事。
- オ 青岸汚泥再生処理センター（和歌山市青岸汚泥再生処理センター規則（平成28年規則第64号）第2条の表に規定する和歌山市青岸汚泥再生処理センターをいう。）の維持管理及び整備に関する事。
- カ し尿等の処理計画及び調整（センターに係るものに限る。）に関する事。
- キ し尿等の搬入量及び処理の記録等に関する事。

### (3) 建設班 次に掲げる事務

- ア 次期ごみ処理施設整備事業に関する事。
- イ 青岸クリーンセンター（清掃工場規則第2条の表に規定する和歌山市青岸クリーンセンターをいう。）の維持管理及び整備に関する事。
- ウ センターの施設見学に関する事。

## 収集センター

一般廃棄物（ごみ）の適正な収集運搬及び処理を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。

### （１）北事務所庶務班 次に掲げる事務

- ア 収集センターの総括に関する事。
- イ 北事務所（和歌山市清掃事務所規則（昭和40年規則第30号。以下この項において「清掃事務所規則」という。）第2条の表北事務所の項に規定する北事務所をいう。以下この号から第3号までにおいて同じ。）に係る衛生管理に関する事。
- ウ 施設の維持管理（北事務所に係るものに限る。）に関する事。
- エ 自動車事故（北事務所に係るものに限る。）の処理に関する事。
- オ 収集センター内他班の所管に属しない事。

### （２）北事務所収集班 次に掲げる事務

- ア ごみ収集委託及びその総括に関する事。
- イ 委託地区の一般ごみ、資源及び臨時ごみ等の収集、運搬及び処理の作業の監視及び指導（清掃事務所規則第2条の表北事務所の項所管区域の欄に掲げる区域に係るものに限る。）に関する事。
- ウ 一般ごみ及び資源の収集の総括に関する事。
- エ 一般ごみ及び資源の収集の実施計画（北事務所に係るものに限る。）に関する事。
- オ 一般ごみ、資源及び臨時ごみ等の収集及び運搬（清掃事務所規則第2条の表北事務所の項所管区域の欄に掲げる区域（委託地区を除く。）に係るものに限る。）に関する事。
- カ 一般ごみ及び資源の排出に係る管理（清掃事務所規則第2条の表北事務所の項所管区域の欄に掲げる区域に係るものに限る。）に関する事。
- キ 粗大ごみの収集及び運搬に関する事。
- ク 不法投棄物の収集及び運搬（清掃事務所規則第2条の表北事務所の項所管区域の欄に掲げる区域に係るものに限る。）に関する事。
- ケ ふれあい収集に関する事。
- コ 小型家電の収集及び運搬に関する事。

### （３）北事務所自動車班 次に掲げる事務

- ア ごみ収集委託に関する事。
- イ 委託地区の一般ごみ、資源及び臨時ごみ等の収集、運搬及び処理の作業の監視及び指導（清掃事務所規則第2条の表北事務所の項所管区域の欄に掲げる区域に係るものに限る。）に関する事。
- ウ 収集センター所管車両の総括に関する事。
- エ 自動車の運行管理（北事務所に係るものに限る。）に関する事。

- オ 自動車用燃料（北事務所に係るものに限る。）に関する事。
- カ 自動車事故（北事務所に係るものに限る。）の処理の補助に関する事。
- キ ふれあい収集の総括に関する事。
- ク 事業系一般ごみ及び資源（本市が管理する施設に限る。）の収集及び運搬に関する事。
- ケ 家電リサイクル品の収集及び運搬に関する事。
- コ 小型家電の収集及び運搬に関する事。

#### （4）西事務所庶務班 次に掲げる事務

- ア 西事務所（清掃事務所規則第2条の表西事務所の項に規定する西事務所をいう。以下この号から第6号までにおいて同じ。）に係る衛生管理に関する事。
- イ 施設の維持管理（西事務所に係るものに限る。）に関する事。
- ウ 自動車事故（西事務所に係るものに限る。）の処理に関する事。

#### （5）西事務所収集班 次に掲げる事務

- ア ごみ収集委託に関する事。
- イ 委託地区の一般ごみ、資源及び臨時ごみ等の収集、運搬及び処理の作業の監視及び指導（清掃事務所規則第2条の表西事務所の項所管区域の欄に掲げる区域に係るものに限る。）に関する事。
- ウ 一般ごみ及び資源の収集の実施計画（西事務所に係るものに限る。）に関する事。
- エ 一般ごみ、資源及び臨時ごみ等の収集及び運搬（清掃事務所規則第2条の表西事務所の項所管区域の欄に掲げる区域（委託地区を除く。）に係るものに限る。）に関する事。
- オ 一般ごみ及び資源の排出に係る管理（清掃事務所規則第2条の表西事務所の項所管区域の欄に掲げる区域に係るものに限る。）に関する事。
- カ 粗大ごみの収集及び運搬に関する事。
- キ 不法投棄物の収集及び運搬（清掃事務所規則第2条の表西事務所の項所管区域の欄に掲げる区域に係るものに限る。）に関する事。
- ク ふれあい収集に関する事。

#### （6）西事務所自動車班 次に掲げる事務

- ア ごみ収集委託に関する事。
- イ 委託地区の一般ごみ、資源及び臨時ごみ等の収集、運搬及び処理の作業の監視及び指導（清掃事務所規則第2条の表西事務所の項所管区域の欄に掲げる区域に係るものに限る。）に関する事。
- ウ 自動車の運行管理（西事務所に係るものに限る。）に関する事。
- エ 自動車用燃料（西事務所に係るものに限る。）に関する事。
- オ 自動車事故（西事務所に係るものに限る。）の処理の補助に関する事。
- カ ふれあい収集に関する事。

**(7) ストックヤード庶務班** 次に掲げる事務

- ア ストックヤード（和歌山市青岸ストックヤード規則（平成30年規則第14号）第2条の表に規定する和歌山市青岸ストックヤードをいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る衛生管理に関すること。
- イ 施設の維持管理（ストックヤードに係るものに限る。）に関すること。
- ウ 自動車事故（ストックヤードに係るものに限る。）の処理に関すること。

**(8) ストックヤード業務班** 次に掲げる事務

- ア 搬入ごみの受入れに関すること。
- イ 手数料の収納に関すること。
- ウ 搬入ごみに係る処理の記録及び統計に関すること。
- エ 資源の選別及び処理に関すること。
- オ 粗大ごみの収集及び運搬に関すること。
- カ 粗大ごみ受付センターに関すること。
- キ 犬、猫等の動物の死体の収集の受付に関すること。
- ク 自動車の運行管理（ストックヤードに係るものに限る。）に関すること。
- ケ 青岸清掃センターから排出される残灰等の運搬に関すること。
- コ 自動車事故（ストックヤードに係るものに限る。）の処理の補助に関すること。

## 浄化衛生課

し尿等に関する適正な処理環境の整備を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。

**(1) 指導班** 次に掲げる事務

- ア 一般廃棄物収集運搬業（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）又は浄化槽清掃業の許可及び従事者鑑札の交付に関すること。
- イ 一般廃棄物収集運搬業者（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）及び浄化槽清掃事業者の指導監督並びに苦情の受理及び処理に関すること。
- ウ し尿処理事業及び浄化槽清掃事業に係る調査、企画及び統計に関すること。
- エ し尿処理事業の普及啓発に関すること。
- オ し尿の処分の指導及び監視に関すること。
- カ 公衆便所（他課の所管に属するものを除く。）の維持管理に関すること。
- キ 課内他班の所管に属しないこと。

**(2) 管理班** 次に掲げる事務

- ア 浄化槽設置届出の受理に関すること。
- イ 浄化槽の完了検査に関すること。

- ウ 浄化槽の維持管理の指導に関する事。
- エ 浄化槽保守点検業者の登録に関する事。
- オ 浄化槽の普及促進に関する事。
- カ 生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画に関する事。

## 2 環境部関係施設

### (1) 施設一覧表

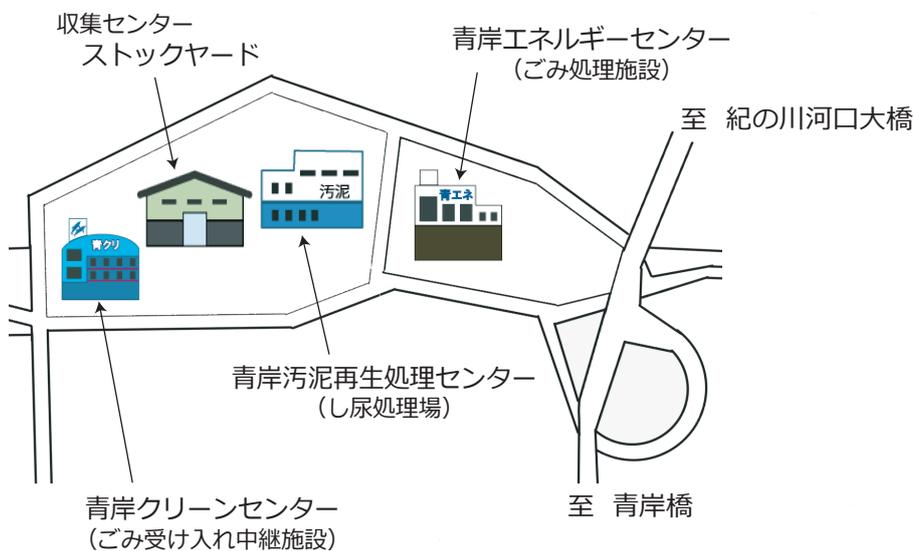
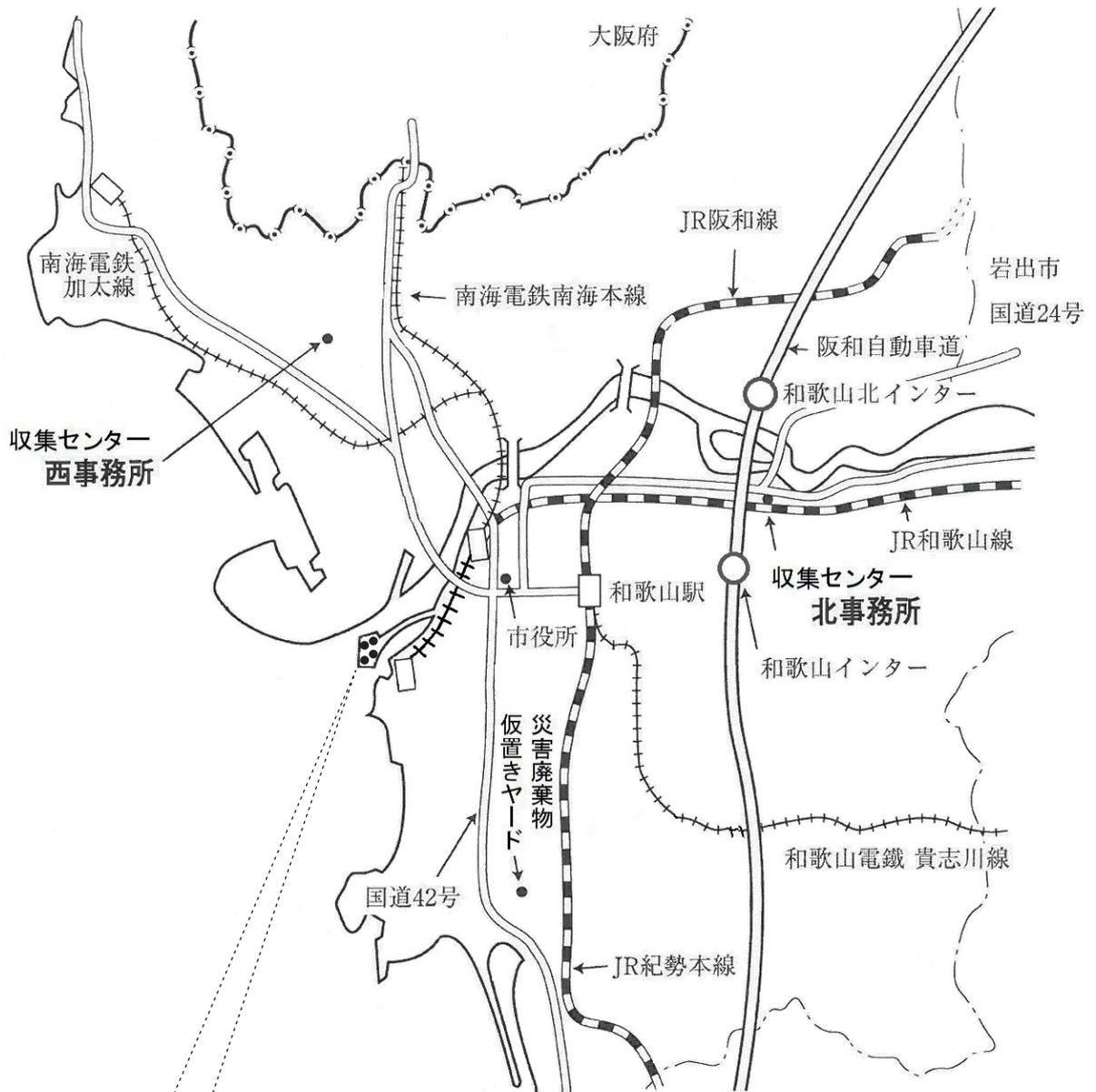
令和7年4月

名 称	所 在 地	電 話
青岸エネルギーセンター	和歌山市湊1342番地3	073-428-4153
青岸クリーンセンター	和歌山市湊1342番地39	073-433-6663
青岸汚泥再生処理センター	和歌山市湊1342番地	073-422-4732
収集センター 北事務所	和歌山市出島79番地1	073-471-1503
収集センター 西事務所	和歌山市土入325番地	073-453-0253
青岸ストックヤード	和歌山市湊1342番地8	073-435-5560
粗大ごみ受付センター (青岸クリーンセンター5階)	(参考) 和歌山市湊1342番地39	0570-666-202
災害廃棄物仮置きヤード	和歌山市塩屋1丁目4-7先	

### (2) 施設職員の勤務状況一覧表

勤 務 場 所	勤 務 状 況	備 考
青岸エネルギーセンター	4班2直制 (1直4人制) 【業務委託】 日勤 AM8:30~PM5:30 夜勤 PM5:00~AM9:00	200t/24H×2基
青岸クリーンセンター	【業務委託】 (ごみ受け入れ中継施設)	160t/24H×2基 ※休炉中
青岸汚泥再生処理センター	【業務委託】 早出 AM4:45~PM1:45 日勤 AM8:30~PM5:30	484k1/日
青岸ストックヤード	早出 AM7:30~PM4:15 日勤 AM8:30~PM5:15	

### (3) 施設配置図





## Ⅲ ごみ処理事業について

### 1 ごみ処理事業の沿革

### 2 一般廃棄物

- (1) ごみ収集方法とごみ処理手数料
- (2) ごみ処理状況表
- (3) 一般廃棄物（ごみ）収集・処理経費の推移
- (4) ごみ減量推進事業
- (5) ふれあい収集
- (6) 小型家電等の分別回収
- (7) ごみ減量推進員制度
- (8) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度
- (9) 一般廃棄物処分業許可制度
- (10) 資源集団回収奨励金制度

### 3 産業廃棄物

### 4 不法投棄の監視体制とその処理

### 5 車両及び施設

- (1) 車 両
- (2) 施設規模

### 6 今後のごみ収集処理事業計画

- (1) 現況と問題点
- (2) 基本目標
- (3) 施策の体系
- (4) 施 策



### Ⅲ ごみ処理事業について

#### 1 ごみ処理事業の沿革

ごみ処理事業について、明治 26 年の内務省令に基づき、和歌山市では市内各地に堆積場を設けていた。その後、人口増加により処理が手狭になったため、小雑賀南部・和田川付近にて堆積し、そこで露天焼却を行うようになった。昭和 10 年 10 月、塩屋地区に自然通風式焼却炉 6 基を設置してからは、焼却と埋立によるごみの最終処分を行ってきた。

生活水準の向上と総合的な地域開発の発展による都市形態の変革等、急速にごみ処理事業の重要性が認識されるようになり、昭和 38 年 1 月、岡崎地区に高速堆肥化処理施設（50 トン／日）を建設、ごみ処理の一翼を担うようになった。また、増加するごみの収集作業および処理を効率的に行うため、従来 1 か所であった収集事務所を昭和 41 年 5 月より南・北事務所に分した。さらに、昭和 42 年 7 月には高速堆肥化処理施設（岡崎地区）に隣接して准連続燃焼式焼却炉（30 トン／8 時間×2 基）が完成、その処理を行ってきた。

しかし、市郊外の住宅化、社会経済の急速な発展や生活様式の多様化等に伴い、廃棄物の排出量はますます増加する傾向にあり、これに対処するため、昭和 46 年 8 月、老朽化した第 1 焼却炉（塩屋地区）の隣接地に第 1 清掃工場（機械化バッチ燃焼式焼却炉 30 トン／8 時間×4 基）の建設を行うとともに、第 26 回国民体育大会開催を契機として、同年 10 月 21 日から市内 20 地区を対象に週 2 回収集を実施した。また、昭和 47 年 8 月、准連続燃焼式焼却炉（岡崎地区）（60 トン／16 時間×2 基）の改修を行い、その焼却能力を増大させ、町の美化を推進してきた。そして、昭和 48 年 10 月からは、残る 22 地区についても週 2 回収集を実施することになり、全市域が週 2 回収集体制となった。

昭和 50 年 3 月、岡崎地区の准連続燃焼式炉に隣接して第 2 清掃工場（全連続燃焼式炉 180 トン／24 時間×2 基）を建設し、ごみ処理を行ってきたが、第 1 清掃工場の老朽化及び増加を続けるごみ量に対応するため、昭和 57 年度から 4 か年計画により、紀の川河口（青岸）に余熱利用の発電設備を備えた全連続燃焼式炉（200 トン／24 時間×2 基）と粗大ごみ処理施設（75 トン／5 時間）の建設に着手し、青岸エネルギーセンターとして昭和 61 年 3 月に完成、ごみ処理能力が向上した。また、第 2 清掃工場（岡崎地区）の老朽化に対処するため、平成 3 年 4 月、焼却炉建設事務所を設置、平成 6 年度からは 4 か年計画により新たに焼却炉（青岸地区）建設に着手し、平成 10 年 3 月、蒸気タービン発電機を備えた流動床式焼却炉（160 トン／24 時間×2 基）青岸クリーンセンターが完成した。

収集業務については、3 事務所及び委託民間事業者で構成された収集体制により、平成 9 年 7 月から、5 種分別（一般ごみ・かん・びん・ペットボトル・紙・布）及び指定ごみ袋による収集を実施し、また、平成 16 年 4 月から平成 28 年 3 月末まで、プラスチック製容器包装の分別収集を行った。平成 22 年 6 月からは、資源集団回収奨励金交付制度により市民の自主的な資源物回収活動を支援することで、ごみの減量及び資源の有効活用に関する市民活動の活性化を図っている。現在は、2 事務所及び民間事業者による収集体制で、更なるごみの排出抑制、資源の適正な循環利用を促進するため、10 種分別（一般ごみ・かん・びん・ペッ

トボトル・紙・布・小型家電等・蛍光管等・白色トレイ・粗大ごみ) で収集を行っている。

平成 25 年 3 月には、第 1 工場跡地に万一の災害に備える「災害廃棄物仮置きヤード」を設置、また、老朽化した青岸エネルギーセンターの延命化と発電能力増強等による二酸化炭素削減を目的に基幹改良工事を行い、平成 27 年 9 月に完成した。収集業務についても、収集事務所の統廃合や同年 10 月、「ふれあい収集」「小型家電分別収集」を実施し、社会情勢に合致した施策を随時開始した。更に同年 11 月、市民と行政のパイプ役となって一層のごみの減量化を図るため「ごみ減量推進員制度」を開始した。

平成 26 年 2 月には、ごみの出し方等を検索できるごみ情報サイト「リリクルネット」を開設。同年 3 月には、現在休止中の第 2 工場の一部を解体撤去した。さらに同年 10 月、塵芥処理手数料の値上げと同時に、事業所から排出される一般廃棄物及び引越しごみ等一時的な多量ごみの処理に対応するため「一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度」を、また、多量排出事業者の管理を行うため「一般廃棄物版マニフェスト制度」を導入した。

更に、平成 28 年 3 月、家庭でのごみ分別を徹底することで、市民一人ひとりの資源分別への意識向上を図るため、「リリクルの総合ごみ情報誌」を全戸配布した。また、同年 4 月から青岸エネルギーセンターの基幹改良工事完了による発電能力向上に伴い、ごみ焼却による熱回収（ごみ発電）を拡大するため、プラスチック製容器包装を、分別収集から一般ごみとの混合収集に変更し、プラスチック製容器包装を助燃材として活用するなど、より効率的な取組を推し進めている。

平成 29 年 10 月には「和歌山市災害廃棄物処理計画」を策定した。

平成 30 年 4 月には廃棄物の中から資源化できるものを選別する施設として「青岸ストックヤード」が完成し、稼働を開始。同年 6 月には、第 2 工場の解体撤去を完了した。平成 31 年 4 月からは、さらに選別・資源化を推進するなど、ごみ減量目標の達成と循環型社会への転換へ向けて様々な事業を実施しているところである。

令和 3 年 2 月には、ごみ減量のため青岸クリーンセンターを休炉、令和 3 年度からは、ごみピットを活用し、青岸エネルギーセンターの焼却炉点検中のごみ受け入れ中継施設とした。

令和 3 年 3 月には、平成 23 年の策定から 10 年が経過した「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」を見直し、新たに「第 2 次和歌山市一般廃棄物処理基本計画」を策定。基本理念を「つれもてしよらごみ減量！！～住みたい魅力あふれる和歌山市～」とし、前計画で未達成であった「平成 23 年の 1 人 1 日当たりのごみ排出量（資源を除く）から 30%削減」の早期達成と、「令和 8 年度までの 1 人 1 日当たりのごみ排出量（資源を除く）の 729 g への削減」を目指している。

近年、青岸エネルギーセンターの老朽化が進行し、施設全体の更新が喫緊の課題となったことから、令和 5 年に「和歌山市ごみ処理施設整備基本計画」の策定に着手し、令和 7 年 3 月、「和歌山市ごみ処理施設整備基本計画」を策定した。

令和 7 年 6 月には、株式会社ジモティーとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結。また、リユースサイト「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定を締結した。

令和 7 年 8 月には、粗大ごみの個別収集のインターネット受付を開始した。

## 2 一般廃棄物

### (1) ごみ収集方法とごみ処理手数料

#### (ア) 収集回数及び収集方法

令和7年4月

ごみの種類		収集回数	収集方法	
家庭系	一般ごみ (*1)	週2回 (月・木又は火・金曜日)	ステーション方式 (市・委託) ※ふれあい収集は 戸別収集(市)	
	資源	かん、びん、布		月2回(水曜日)
		紙、ペットボトル		月2回又は3回(水曜日)
		小型家電等、蛍光管等		年2回
		白色トレイ	随時 (個人持込)	店頭拠点回収 (民間)
	粗大ごみ	随時 (個人申込)	戸別収集 (委託)	
事業系	一般ごみ	週2回以上 (*2)	戸別収集 (許可業者)	
	粗大ごみ	随時	戸別収集 (許可業者)	
	資源	紙、布	排出事業者の責任で有価物 として、リサイクル業者へ	—

(\*1) 平成28年4月から発泡スチロール製食品トレイを除くプラスチック製容器包装を含む。

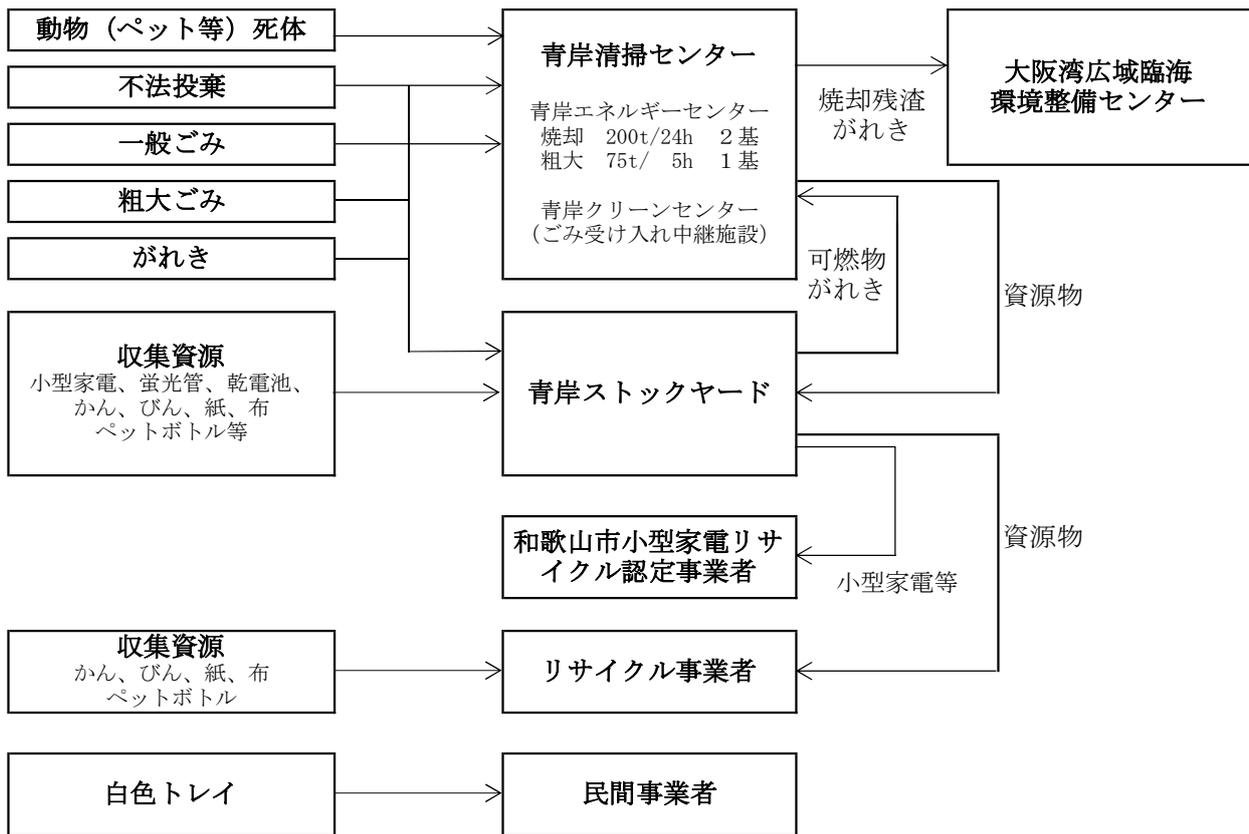
(\*2) 和歌山市一般廃棄物収集運搬業許可業者との契約に基づき異なる。

#### (イ) ごみ処理手数料

令和7年4月

ごみの種別	区分	金額
家庭系	一般家庭から出るごみを指定場所へ排出する場合	無料
	自己搬入	
事業系	会社、商店等の事業活動に伴って排出されるごみの 収集処理を許可業者が行う場合	月排出量600kgまで 月額15,600円(上限) (以降10kgにつき260円)
	自己搬入	10kgにつき130円
動物(ペット等)死体	1体につき(収集)	2,080円
	1体につき(自己搬入)	1,030円

(ウ) 収集処理フロー



(エ) 収集運搬体制

令和7年4月

ごみの種類	事務所又は業者名	所在地	電話番号	担当地域	
家庭系 一般ごみ・資源	北事務所	和歌山市 出島79-1	471-1503	雑賀、雑賀崎、田野、和歌浦、名草、西和佐、岡崎、和佐、安原、西山東、東山東、小倉、本町、城北、広瀬、雄湊、大新、新南、吹上、砂山、今福、高松、芦原、宮、宮北、四箇郷、中之島、宮前、三田	
	西事務所	和歌山市 土入325	453-0253	加太、西脇、木本、松江、野崎、湊、貴志、楠見、有功、直川、川永、山口、紀伊	
	委託事業者 (民間)	(A地域) (株)大島工業	和歌山市 井辺23番地7	494-8806	加太、湊、木本、松江、山口、有功、楠見地区の全部又は一部
		(B地域) (株)トップラン	和歌山市 西浜1660-606	494-8811	加太、西脇、湊、木本、紀伊、直川、有功地区の全部又は一部
		(C地域) (株)ショーエイサー ビス	和歌山市 本町7丁目11-1	428-7771	加太、湊、松江、西脇、川永、紀伊、直川、有功地区の全部又は一部
		(D地域) (株)平成建機	和歌山市 出島8番地1	494-8808	広瀬、雄湊、城北、砂山、今福、雑賀、和歌浦、田野、雑賀崎、安原、岡崎、宮地区の全部又は一部
		(E地域) (株)ハマナカ	和歌山市 築港五丁目9番3	422-2100	名草、雑賀、和歌浦、四箇郷、小倉、和佐、西和佐地区の全部又は一部
		(F地域) 田端建設(株)	和歌山市 岩橋1464-10	472-7688	名草、和佐、西和佐、宮地区の全部又は一部
		(G地域) (株)青木実業	和歌山市 中島476番地	474-8403	吹上、高松、砂山、今福、雑賀、和歌浦、東山東、西山東、宮前地区の全部又は一部
		(H地域) 衛星興業	和歌山市 大垣内789番地	463-5550	吹上、新南、大新、芦原、広瀬、砂山、雄湊、宮前、安原、岡崎、宮、宮前、三田、名草地区の全部又は一部
(I地域) (株)クリーンテック	和歌山市 三番丁54番	494-8801	芦原、広瀬、吹上、高松、雑賀、東山東、西山東、岡崎、宮前、三田地区の全部又は一部		
粗大ごみ	(株)大島工業	和歌山市 井辺23番地7	412-3424	市内全域	

## (オ) 和歌山市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者一覧

令和7年10月現在

許可番号	事業者名	事務所住所 (和歌山市)	電話番号 (073)	ファックス (073)	取扱品目	
					事業系 一般ごみ	粗大ごみ
1	株式会社青木実業	中島476	474-8401	474-8404	○	○
2	公経産業株式会社	中島476	475-1345	475-1346	○	○
3	株式会社大島工業	井辺23-7	412-3424	412-3422	○	○
4	有限会社紀乃利興業	雄松町1-38-5	432-2778	432-2776	○	-
5	有限会社知念環境サービス	手平3-11-6	460-0263	460-0280	○	-
6	株式会社平成建機	出島8-1	497-8188	497-8008	○	-
7	株式会社環境クリーンサービス	出島8-1	498-8818	498-8828	○	○
8	株式会社クリーンサービス宮本	伝法橋南ノ丁6-18	432-4622	432-4622	○	-
9	株式会社松田商店	西河岸町46	433-1212	433-1214	○	-
10	田端建設株式会社	岩橋1464-10	472-7688	488-0227	○	-
11	株式会社ハマナカ	築港5-9-3	427-0919	427-1719	○	○
12	有限会社ジェイイーエス	中島526-101	488-6421	488-6431	○	○
13	寺浦允登（衛星興業）	大垣内485-14	460-5112	460-3044	○	○
14	有限会社コーヨー	西浜1660-321	445-3418	446-2992	○	-
15	株式会社ショーエイサービス	本町7-11-1	428-7771	428-0335	○	○
16	株式会社トップラン	西浜1660-606	444-8005	488-4801	○	-
17	株式会社南北	関戸5-7-6	444-3511	444-3411	○	-
18	有限会社柴清掃	築港4-1-3	488-3906	488-3910	○	○
19	株式会社亀鉄組	湊通丁南4-16	424-6712	424-6691	○	○
22	株式会社相互商会	禰宜1580-8	477-1800	477-1818	○	○
24	株式会社クリーンテック	三番丁54	425-0111	425-0122	○	○

※ () は屋号。20, 21, 23番は欠番。

(カ) 和歌山市一般廃棄物処分業許可業者一覧

令和7年10月現在

業者名	許可番号	ガラス・陶磁器くず	がれき類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	紙くず	動植物性残さ	金属くず	左記の廃棄物を処理したもの	小型家電(認定番号)	処分方法	取運許可有無
株式会社和歌山建材リサイクルセンター 和歌山市西浜1660-331 446-3196	082010002	○	○	○	○			○	○	○		破碎処理・バイオ発酵 液化式処理	○
安田金属興業株式会社 和歌山市梶取13-1 455-3111	082010004	○	○	○	○	○	○		○	○	1	破碎処理・切断処理	○
めらリサイクル株式会社 和歌山市西浜1660-459 448-3344	082010005	○	○	○	○	○	○		○	○		破碎処理	○
株式会社峠商店 和歌山市本渡414 479-0409	082010008	○	○	○	○	○	○		○	○	4	破碎処理	○
有限会社紀乃利興業 和歌山市雄松町1-38-5 432-2778	082010009	○	○	○	○	○	○		○	○	9	破碎処理	○
和歌山プレス株式会社 和歌山市孤島607-6 453-5353	082010010	○	○	○	○	○	○		○	○		破碎処理	○
株式会社栗山商店 和歌山市川辺130 461-2249	082010013	○		○					○	○		破碎切断処理	○
株式会社松田商店 和歌山市西河岸町46 433-1212	082010014	○		○	○		○		○	○		圧縮切断処理・破碎処理 ・圧縮処理	○
株式会社貴志安商店 和歌山市雄松町6-35 433-0646	082010015	○	○	○	○	○	○		○	○	10	圧縮・梱包処理	○
和歌山代用燃料株式会社 和歌山市西浜1660 445-5777	082010016	○	○	○	○	○	○		○	○		破碎処理・破碎熔融固 化処理	○
株式会社玖保忠 和歌山市出島440-19 473-4746	082010017	○	○	○	○	○	○		○	○	辞退	破碎処理	○
株式会社杉本興業 和歌山市吐前941 477-7158	082010018	○	○	○	○	○	○		○	○	5	破碎処理	○
有限会社三毛商店 和歌山市上三毛552 477-2520	082010020				○					○		破碎処理	○
日鉄スラグ製品株式会社 和歌山市湊1850 452-4300	082010021	日鉄スラグ製品構内から排出される一般廃棄物										焼却処理	
株式会社平成建機 和歌山市出島8-1 497-8188	082010022	○	○	○	○	○	○		○	○	3	破碎処理・圧縮処理	○
有限会社コーヨー 和歌山市西浜1660-321 445-3418	082010023	○	○	○	○	○	○		○	○	辞退	圧縮梱包処理・破碎減 容処理・破碎処理	○
和歌山スチール協同組合 和歌山市本渡524 479-0005	082010024		○	○	○				○	○	7	圧縮切断処理・圧縮処 理	○
サンワ南海リサイクル 株式会社 和歌山市湊1342 402-7300	082010025			○	○	○	○			○		焼却処理	

(キ) 和歌山市一般廃棄物再生利用業指定一覧

令和7年10月現在

業者名	指定番号	ガラス・陶磁器くず	がれき類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	紙くず	動植物性残さ	金属くず	左記の廃棄物を処理したもの	指定に係る業の種類
株式会社岸化学 徳島県徳島市不動東町3- 902-2 和歌山支店和歌山市西浜 1660-396 435-0125	1							○			再生輸送



# 令和6年度清掃工場別稼働状況表

## 青岸エネルギーセンター

月	一般ごみ												粗大ごみ				産業廃棄物 木くず	火雑物	焼却量		大阪湾広域臨海 環境整備センター への搬出量			
	収集						直接搬入						合計						1号炉	2号炉		合計		
	家庭系(委託収集)		事業系(許可業者)		小計		家庭系(無料)		事業系(有料)		小計		収集		直接搬入								合計	
	北事務所	西事務所	小計	家庭系(委託収集)	事業系(許可業者)	小計	家庭系(無料)	事業系(有料)	小計	家庭系(無料)	事業系(有料)	小計	家庭系(無料)	事業系(有料)	小計	家庭系(無料)			事業系(有料)	小計				
4	4,630	910,240	954,960	1,869,830	4,112,210	2,414,480	8,396,520	96,240	197,985	109,200	403,425	8,799,945	74,290	104,960	0,995	0,440	106,395	180,685	55,510	1,800	4,863,060	4,743,420	9,606,480	1,212,500
5	4,340	548,940	578,010	1,131,290	3,904,540	2,416,310	7,452,140	76,640	299,286	106,820	482,746	7,934,886	78,530	112,400	1,504	0,530	114,434	192,964	51,650	2,720	3,118,860	5,537,630	8,656,490	1,224,200
6	3,070	550,580	575,030	1,128,680	3,282,390	2,313,730	6,724,800	88,720	399,990	112,500	601,210	7,326,010	81,540	89,840	2,010	0,580	92,430	173,970	62,040	4,430	4,169,150	5,359,830	9,528,980	1,032,400
7	3,820	854,010	876,200	1,734,030	3,793,550	2,588,530	8,116,110	47,360	343,733	111,420	502,513	8,618,623	71,160	111,600	1,727	0,130	113,457	184,617	64,800	4,510	5,635,130	2,969,750	8,604,880	1,077,100
8	3,740	790,970	807,320	1,602,030	3,521,750	2,384,550	7,508,330	76,880	315,007	64,020	455,907	7,964,237	61,470	108,160	1,583	0,080	109,823	171,283	57,420	4,120	5,304,050	5,233,430	10,537,480	1,197,700
9	3,310	673,480	690,930	1,367,720	3,311,010	2,255,810	6,834,540	46,080	425,651	103,920	575,651	7,510,191	64,150	94,160	2,139	0,040	96,339	160,489	55,490	3,260	3,350,540	5,258,720	8,609,260	1,106,000
10	3,560	778,720	811,050	1,593,330	3,583,860	2,369,750	7,546,940	74,080	454,208	149,960	678,248	8,225,188	78,380	106,960	2,282	0,870	110,112	188,492	52,860	3,460	5,124,910	4,416,100	9,541,010	1,158,300
11	3,920	363,280	383,940	751,140	3,387,500	2,339,850	6,478,490	85,000	393,025	128,720	609,745	7,088,235	84,740	127,840	1,975	1,260	131,075	215,815	51,380	5,270	5,422,550	2,725,300	8,147,850	984,500
12	3,910	869,990	914,910	1,788,810	3,870,540	2,419,420	8,078,770	161,760	278,540	128,870	569,170	8,647,940	91,970	135,880	1,400	0,150	137,230	229,200	45,140	7,920	4,883,620	5,277,470	10,161,090	1,231,300
1	3,280	367,050	382,760	753,090	2,884,220	2,172,290	5,809,600	64,160	186,165	71,890	322,215	6,131,815	44,840	88,640	0,936	0,000	89,576	134,416	61,240	0,980	4,348,790	2,847,380	7,196,170	938,200
2	2,870	480,680	508,390	991,940	2,680,570	1,964,860	5,637,370	45,440	194,353	68,970	308,763	5,946,133	46,220	90,000	0,977	0,000	90,977	137,197	41,400	3,250	5,085,210	3,814,840	8,910,050	1,014,800
3	3,270	412,140	446,310	861,720	3,275,530	2,288,790	6,426,040	85,280	261,168	86,190	432,638	6,858,678	61,510	112,160	1,312	0,190	113,662	175,172	40,880	1,350	2,468,020	5,203,740	7,671,760	880,100
計	43,720	7,600,080	7,929,810	15,573,610	41,607,670	27,928,370	85,109,650	950,640	3,749,110	1,242,480	5,942,230	91,051,880	838,800	1,282,400	18,840	4,270	1,305,510	2,144,310	639,810	43,070	53,783,890	53,387,610	107,171,500	13,052,100

青岸クリーンセンター

(単位：t)

月	一般ごみ										粗大ごみ				産業廃棄物 木くず	火雑物	焼却量			大阪湾広域臨海 環境整備センター への搬出量																		
	収集					直接搬入					収集	家庭系 (無料)					事業系 (有料)	市関係等	小計		合計																	
	家庭系(町営収集)		家庭系(委託収集)			事業系(許可業者)		小計				家庭系(無料)		事業系(有料)								市関係等	小計															
	ふれあい 収集	北事務所	西事務所	小計	家庭系(委託収集)	事業系(許可業者)	小計	家庭系(無料)	事業系(有料)	市関係等		小計	合計	1号炉								2号炉	合計															
4	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000										
5	0.000	329.650	335.200	664.850	0.000	0.000	664.850	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	664.850	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000							
6	0.000	186.910	190.120	377.030	0.000	0.000	377.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	377.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000						
7	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000					
8	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
9	0.000	68.500	73.110	141.610	0.000	0.000	141.610	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	141.610	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000			
10	0.000	35.860	35.830	71.690	0.000	0.000	71.690	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	71.690	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
11	0.000	405.290	429.410	834.700	0.000	0.000	834.700	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	834.700	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
12	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		
1	0.000	402.040	418.560	820.600	467.320	0.000	1,287.920	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,287.920	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
2	0.000	158.020	164.920	322.940	131.960	0.000	454.900	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	454.900	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3	0.000	326.110	337.560	663.670	3,950	0.000	667.620	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	667.620	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
計	0.000	1,912.380	1,984.710	3,897.090	603.230	0.000	4,500.320	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	4,500.320	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

# 青岸ストックヤード

(単位：t)

月	一般ごみ										粗大ごみ					夾雑物	産業廃棄物 木くず	
	収集					直接搬入					直接搬入							
	家庭系(直営収集)		家庭系 (委託収集)	事業系 (許可業者)	小計	家庭系 (無料)	事業系 (有料)	市関係等	小計	合計	収集	家庭系 (無料)	事業系 (有料)	市関係等	小計			合計
	ふれあひ、 収集	北事務所																
4	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	68.206	0.380	0.000	68.586	68.586	70.390	272.824	0.000	0.280	273.104	343.494	0.000	0.000
5	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	77.220	0.000	0.000	77.220	77.220	70.890	308.880	0.000	0.330	309.210	380.100	0.000	0.000
6	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	61.458	0.140	0.000	61.598	61.598	67.500	245.832	0.000	0.360	246.192	313.692	0.000	0.000
7	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	54.282	0.000	0.000	54.282	54.282	62.900	217.128	0.000	0.240	217.368	280.268	0.000	0.000
8	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	59.630	0.330	0.000	59.960	59.960	57.030	238.520	0.000	0.280	238.800	295.830	0.000	0.000
9	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	54.218	0.130	0.000	54.348	54.348	61.040	216.872	0.000	0.320	217.192	278.232	0.000	0.000
10	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	60.540	0.190	0.000	60.730	60.730	66.980	242.160	0.000	0.140	242.300	309.280	0.000	0.000
11	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	68.108	0.090	0.000	68.198	68.198	74.640	272.432	0.000	1.280	273.712	348.362	0.000	0.000
12	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	72.242	0.360	0.000	72.602	72.602	86.420	288.968	0.000	0.320	289.288	375.708	0.000	0.000
1	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	45.262	0.060	0.000	45.322	45.322	43.270	181.048	0.000	0.220	181.268	224.538	0.000	0.000
2	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	48.724	0.030	0.000	48.754	48.754	46.880	194.896	0.000	0.200	195.096	241.976	0.000	0.000
3	0.000	0.000	0.680	0.680	0.680	57.818	0.290	0.000	58.108	58.108	60.800	231.272	0.000	0.180	231.452	292.252	0.000	0.000
計	0.000	0.000	0.680	0.680	0.680	727.708	2.000	0.000	729.708	730.388	768.740	2,910.832	0.000	4.150	2,914.982	3,683.722	0.000	0.000

(3) 一般廃棄物（ごみ）収集・処理経費の推移

単位：千円

年度	収集運搬	中間処理	最終処分	管理経費	合計
20年度	2,291,029	1,829,539	135,784	195,308	4,451,660
21年度	2,293,879	1,836,287	128,713	163,605	4,422,484
22年度	2,241,351	1,838,731	119,579	150,803	4,350,464
23年度	2,165,982	1,862,433	128,600	152,912	4,309,927
24年度	2,118,638	1,870,512	150,471	107,196	4,246,817
25年度	2,140,060	1,806,350	155,671	116,342	4,218,423
26年度	2,162,321	1,879,281	128,256	116,990	4,286,848
27年度	2,054,983	1,966,096	159,135	137,568	4,317,782
28年度	2,023,681	1,762,193	158,576	154,380	4,098,830
29年度	2,028,363	1,601,265	148,027	151,862	3,929,517
30年度	1,988,509	1,821,406	191,157	153,833	4,154,905
元年度	1,803,263	1,803,639	185,405	139,261	3,931,568
2年度	1,794,008	1,689,359	183,649	129,321	3,796,337
3年度	1,738,867	1,634,351	173,216	121,268	3,667,702
4年度	1,728,966	1,627,277	173,982	115,885	3,646,110
5年度	1,756,330	1,776,249	171,000	111,192	3,814,771

## (4) ごみ減量推進事業

### ごみ減量推進キャラクター「リリクル」

ごみ減量推進キャラクター「リリクル」は平成21年度に誕生しました。デザインは当時の市立商業高校の生徒によるもので、名前は公募により「3Rの3つのR」から取って決定しました。



#### (ア) リリクルの活躍

広報や啓発用品に活用しており、平成24年9月には「リリクル」の着ぐるみも誕生しました。各種イベントに参加し、ごみ減量を推進しています。また、子供からの人気の高いパッカー車（収集車両）にリリクルのデザインをラッピングし、更なる啓発を図っています。

#### (イ) 「リリクル通信」の発行

平成23年7月創刊の和歌山のごみ情報紙「リリクル通信」は、6月・10月・2月に定期発行しています。（令和2年度からはオンライン版のみ）

#### (ウ) 「リリクルネット」の開設

平成26年2月、和歌山ごみ情報サイト「リリクルネット」を開設しました。ごみの出し方で困ったときにはごみの名前を入力して、すぐに検索できるシステムを導入しています。



#### (エ) 「リリクルの総合ごみ情報誌」の配布

平成28年3月、正しい分別方法や分別についての意義の周知徹底を図るためのごみ分別冊子「リリクルの総合ごみ情報誌」を全戸配布しました。高齢者も含め誰もが分かりやすいイラスト等を利用した解説を掲載しています。その後、更新版を令和4年4月に全戸配布しています。

### 出前講座の実施

平成21年度にリリクルを活用した出前講座を開始しました。小学4年生のカリキュラムに沿った内容で、市内全小学校を対象に現在も毎年実施中です。さらに、平成22年度10月から幼稚園・保育所の幼児を対象にした環境紙芝居を拡大しています。

【 令和6年度実施回数 95回 】

### 雑がみ収集の開始

平成23年7月から、新聞、雑誌、本、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙を「雑がみ」として収集しています。平成27年には雑がみ分別の周知を図るため、「雑がみ収集袋」を作成して配布しました。

### リリクルの3きりレシピBOOK

和歌山市の家庭から出る一般ごみの中でも一番多い生ごみを減らし、ごみの減量へつなげるため、買った食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」の「3きり運動」を推進し、意識啓発に努めています。平成31年3月、調理方法や保存方法等の3きりに関するアイデアを募集し、「リリクルの3きりレシピBOOK」を作成して、リリクルネットに掲載しました。

#### (公式) リリクル／和歌山市のInstagramを開設

令和6年1月、和歌山のごみ減量やリサイクルに関する情報等を広い年齢層（特に情報が伝わりにくい若年層）に広め、環境に対する意識を高めるためInstagramを開始しました。（右記二次元コード）



## (5) ふれあい収集

平成25年10月から、ごみを集積所まで自分で出すことが困難な方(条件有り)を対象に、週1回収集作業員が直接自宅前までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を実施しています。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規申込(要介護者)	18	15	24	19	24	29
件数(障がい者)	9	5	10	17	13	12
収集件数	203	188	193	182	189	163
ふれあい収集量(kg)	69,800	54,410	58,670	51,090	53,000	43,728

## (6) 小型家電等の分別回収

平成25年10月から分別回収する資源として「小型家電等」を追加しました。年2回、これまで一般ごみや粗大ごみとして排出していた家電製品を資源の「小型家電等」として分別収集しています。また、収集センター北事務所と西事務所に持ち込むことが可能です。青岸ストックヤードに持ち込まれた粗大ごみのうち、「小型家電等」については選別し、リサイクルを推進しています。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集量(t)	319	362	315	244	230	190
粗大ごみ選別量(t)	594	636	567	536	523	491
合計(t)	913	998	882	780	753	681

## (7) ごみ減量推進員制度

平成25年11月発足。各地区から推薦された、ごみ減量推進リーダー・サブリーダーには、ごみ出し状況の確認や指導、啓発により更なるごみの減量化を図るため、市民と行政とのパイプ役となっていただいています。また、推進員の補佐役としてごみ減量協力員(リクルメイト)も活動しています。

【委嘱及び登録状況】

(単位:人)

推進員・協力員数		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
推進員	リクルリーダー	40	40	40	38	40	40
	リクルサブリーダー	96	95	92	89	87	86
	合計	136	135	132	127	127	126
協力員	リクルメイト	581	592	569	578	567	567

【活動状況】 ※各年度活動報告書より(重複回答あり)

(単位:地区)

活動状況	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ごみ出しの状況確認	40	54	40	39	39	40
ごみ問題の相談	7	0	0	3	4	6
啓発活動	40	59	23	28	33	32
市の施策への協力	24	23	15	11	15	15
その他必要なこと	30	46	33	24	36	39

【研修会開催状況】

	日 程	内 容	参加者数
第1回	H25年11月19日(火)	発足会(委嘱式、推進員制度について、発足会記念講演)	118名
第2回	H26年2月4日(火)	「推進員活動の事例紹介」、「資源集団回収のすすめ」	98名
第3回	H26年7月29日(火)	「ごみの分け方・出し方」、「推進員活動の事例発表」	112名
第4回	H27年2月4日(水)	青岸クリーンセンターへの施設見学	96名
臨時会	H27年6月15日(月)	プラの分別収集からごみ発電(熱回収)への移行について	107名
第5回	H27年8月5日(水)	環境イベント(環境紙芝居、映画『もったいない!』等)	257名 内、推進員81名
第6回	H28年2月4日(木)	「講演会」、「一般廃棄物課からのお知らせ」	103名
第7回	H28年7月14日(木)	「ごみ情報誌まるわかり講座」、「推進員活動の事例発表」	107名

第8回	H29年 2月23日 (木)	青岸クリーンセンターへの施設見学	95名
第9回	H29年 5月30日 (火)	「第2期ごみ減量アクションプラン」、「和歌山市ごみ減量推進員について」	103名
第10回	H30年 2月13日 (火)	「講演会」、「一般廃棄物課からのお知らせ」	99名
第11回	H30年 8月22日 (水)	「推進員の活動事例紹介」、「一般廃棄物課からのお知らせ」	90名
第12回	R元年 8月30日 (金)	「ごみ減量推進員について」、「食品ロス削減でごみ減量」	103名
第13回	R2年 2月10日 (月)	「講演会」、「一般廃棄物課からのお知らせ」	91名
第14回	R5年10月19日 (木)	「ごみ減量推進員制度について」、「和歌山市のごみの現状について」、「一般廃棄物課からのお知らせ」	39名
第15回	R6年10月21日 (月)	「講演会：家庭から始めるごみ減量と3R」、「収集センターからのお知らせ」	79名

※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で開催なし。

## (8) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度

平成26年10月から「一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度」を開始。大規模事業所の多量ごみや家庭の引越し等に伴う一時多量ごみなど、市の収集体制では対応しきれない場合についても許可業者による収集を行っています。（有料のため、料金については、許可業者に問い合わせてください。）

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者数	21業者
一般廃棄物処分業（収集運搬を含む）許可業者数	16業者

## (9) 一般廃棄物処分業許可制度

平成16年度に和歌山市で処理できない排出禁止物の処理に対応するため、一般廃棄物処分業の許可制度を導入しました。

一般廃棄物処分業許可業者数	18業者
---------------	------

## (10) 資源集団回収奨励金制度

平成22年6月から「資源集団回収奨励金制度」を開始し、市民の自主的な資源物回収活動を支援しています。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
金属類(kg)	37,971	36,678	31,006	17,588	9,371	6,847	5,279
瓶類(kg)	33,883	32,998	27,744	4,319	3,674	3,165	170
ペットボトル(kg)	14,700	13,209	11,013	1,641	965	290	90
紙類(kg)	377,323	325,274	276,104	195,122	127,048	84,513	62,846
布類(kg)	13,676	13,475	6,970	2,872	1,552	1,677	1,015
合計(kg)	477,553	421,634	352,837	221,542	142,610	96,492	69,400
交付団体数	55	52	47	34	26	22	23



### 3 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業許可件数(令和7年3月31日現在)

	産業廃棄物	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	計
収集運搬業	62	12	74
中間処理業	53	5	58
最終処分業	0	0	0
計	115	17	132

(2) 令和6年度「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく届出件数

保管及び処分状況等届出	116
保管事業場の変更届出	8
承 継 届 出	0

(3) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づく登録・許可件数(令和7年3月31日現在)

種 別	
引 取 業	89
フ ロ ン 類 回 収 業	30
解 体 業	12
破 砕 業	4

(4) 令和6年度「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく届出等処理件数

届 出 書				通 知 書			
工 事 の 種 類			合 計	工 事 の 種 類			合 計
建築物に係 る解体工事	建 築 物 に 係 る 新 築 工 事 等	建築物以外 のものに係 る解体工事 又は新築工 事		建築物に係 る解体工事	建 築 物 に 係 る 新 築 工 事 等	建築物以外 のものに係 る解体工事 又は新築工 事	
609	48	219	876	12	8	309	329

## 4 不法投棄の監視体制とその処理

一般廃棄物及び産業廃棄物の不適正処理による市内の道路・空地・山林等への不法投棄が後を絶たず、その防止対策に苦慮しているのが現状である。

その監視体制として職員及び市民ボランティアによる不法投棄パトロールを実施し、不法投棄の早期発見に努め、市民からの通報により投棄現場を調査し早期に防止対策を行うようにその土地の占有者及び管理者に対し指導を行い、不法投棄防止看板の設置や市報等による啓発を行って不法投棄の防止にあたっている。

また、その処理については、投棄者が判明した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により捜査関係機関等に通報、告発及び原状回復を命じ、投棄者が判明しない場合はその土地の占有者又は管理者に対し清潔保持の義務の履行を指導するとともに事例により市も協力して処理を行っている。

なお、市民からの通報により、不法投棄された粗大ごみ等を回収し美化推進に努めている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄通報件数	201	121	135	160	104	62
不法投棄物収集量(kg)	15,157	16,040	11,288	8,230	6,370	4,470
家電4品目収集台数	231	150	173	131	104	66
(内訳) エアコン	15	0	22	2	11	3
テレビ	111	38	89	58	50	41
冷蔵庫	58	72	33	42	19	16
洗濯機	47	40	29	29	24	6
パトロール回数	574	707	610	620	523	401
不法投棄看板配布数	19	25	27	28	27	25
不法投棄監視ボランティア	84	87	69	65	61	56

## 5 車両及び施設

### (1) 車両

#### (ア) 塵芥収集運搬用車両一覧表

(令和7年4月現在)

車両	積載量	台数	内 訳		
			廃棄物 対策課	収集センター	
				北事務所	西事務所
四輪収集車	3.0t	0	0	0	0
四輪収集車	2.0t	29	0	17	12
四輪収集車	1.5t	3	0	2	1
四輪貨物車	750kg	4	0	1	3
軽四輪収集車	350kg	29	1	15	13
粗大ごみ収集車	2.5t	0	0	0	0
粗大ごみ収集車	2.0t	2	0	1	1
計		67	1	36	30

## (イ) その他車両一覧表

(令和7年4月現在)

車 両	台数	内 訳							
		環境 政策課	廃棄物 対策課	青岸清掃センター		収集センター			浄化 衛生課
				エネルギーセンター クリーンセンター	汚泥再生処 理センター	北 事務所	西 事務所	ストック ヤード	
四輪貨物車(11 t)	2	0	0	0	0	0	0	2	0
四輪貨物車(5 t)	1	0	0	1	0	0	0	0	0
四輪貨物車(3 t)	5	0	0	0	1	0	0	4	0
四輪貨物車(2 t)	3	0	0	0	1	0	0	2	0
四輪貨物車(1.5 t)	1	0	0	0	0	0	0	0	1
四輪貨物車(0.75 t)	3	0	0	0	0	0	0	3	0
バックフォー (つかみ)	1	0	0	0	0	0	0	1	0
フォークリフト	4	0	0	1	0	0	0	3	0
軽四貨物車	8	2	2	0	0	0	0	3	1
ショベルローダー	2	0	0	2	0	0	0	0	0
吸引作業車	1	0	0	0	1	0	0	0	0
連絡用等自動車	7	0	0	1	1	2	2	1	0
電気自動車	1	1	0	0	0	0	0	0	0
計	39	3	2	5	4	2	2	19	2

## (2) 施設規模

(令和7年4月現在)

名称	青岸エネルギーセンター	青岸クリーンセンター (休炉中)
所在地	和歌山市湊1342番地の3	和歌山市湊1342番地の39
敷地面積	11,145.98㎡	6,990.65㎡
建築面積	4,834.72㎡	3,881.60㎡
竣工年月日	昭和61年3月31日	平成10年3月31日
型式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ)	全連続燃焼式焼却炉 (流動床)
公称能力	400 t / 24 h	320 t / 24 h
投入方式	ピットアンドクレーン方式	ピットアンドクレーン方式
煙 突	高さ59m 直径1.35m×2筒	高さ59m 直径1.5m×2筒
集塵装置	バグ フィルタ方式	バグ フィルタ方式
発電能力	4,300 kW	3,500 kW
工事施工者	株式会社 タクマ	株式会社 神戸製鋼所

名称	青岸汚泥再生処理センター	青岸ストックヤード
所在地	和歌山市湊1342番地	和歌山市湊1342番地の8
敷地面積	9,165.87㎡	6,855.00㎡
建築面積	2,721.16㎡	1,691.89㎡
竣工年月日	平成29年3月31日	平成30年3月31日
型式	前脱水+生物学的脱窒素処理方法	—
公称能力	484kl/日	—
投入方式	—	—
煙 突	—	—
集塵装置	—	—
発電能力	—	—
工事施工者	三井造船環境エンジニアリング	株式会社 浅川組

# ●青岸エネルギーセンターの概要

名称：和歌山市青岸エネルギーセンター  
 所在地：和歌山市湊1342番地の3  
 敷地面積：11,145.98㎡  
 工期：昭和57年10月～昭和61年3月  
 設計・施工：株式会社タクマ

## 建築

- 工場棟
- 主体構造：S造、RC造、SRC造
- 基礎地業：杭打基礎
- 階数：地下1階、地上6階
- 建築面積：4,505.02㎡
- 延床面積：11,149.87㎡
- 高さ：30.35m

## 煙

- 構造：外筒RC造、内筒S造
- 高さ：59m
- 公害防止設備

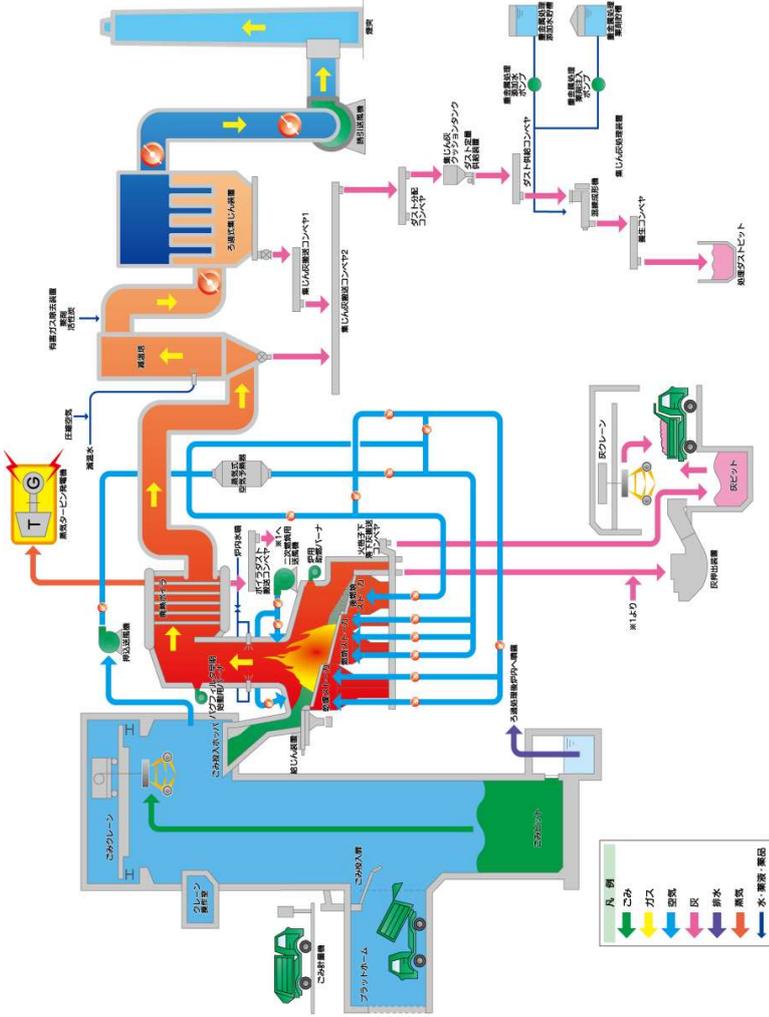
## 公害防止設備

- ばいじん：バグフィルター
- 塩化水素：Na系薬剤+活性炭吹込み有害ガス除去方式
- 硫酸酸化物：同上

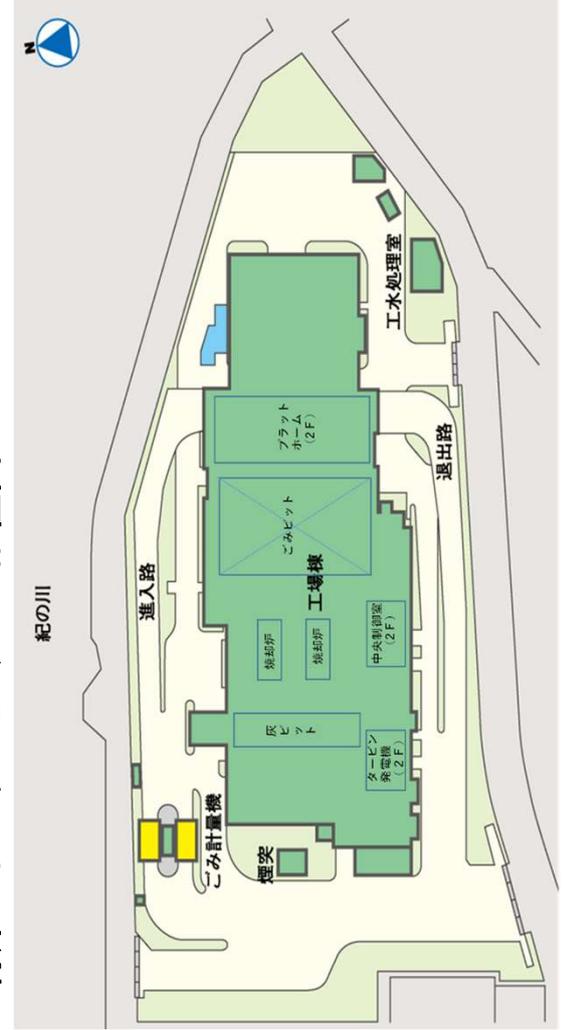
## 資源化

- 蒸気利用：発電能力 4,300kW
- 温水利用：給湯
- リサイクル：搬入物から磁性物を回収プラント
- 処理能力：400t/日 (200t/日×2基)
- 焼却炉：ストーカー式焼却炉 (全連続式)  
最高発熱量 2,400kcal/kg
- ごみピット：容量 約4,800㎡
- ボイラ：蒸発量 最大25t/h×2基  
蒸気圧力 2.25MPa
- 発電設備：蒸気タービン発電機  
定格出力 4,300kW

# ●ごみ処理施設全体系統図



# ●青岸エネルギーセンターの配置図



# ●青岸クリーンセンターの概要

名称：和歌山市青岸クリーンセンター  
 所在地：和歌山市湊1342-39  
 敷地面積：6,990.65㎡  
 工期：平成6年10月～平成10年3月  
 設計・施工：株式会社神戸製鋼所

## 工場棟

- ・主体構造：S造、RC造、SRC造
- ・基礎地業：杭打基礎
- ・階数：地下1階、地上9階
- ・建築面積：3,881.60㎡
- ・延床面積：14,437.13㎡
- ・高さ：44.91m

## 煙

- ・構造：外筒RC造、内筒鋼板製
- ・高さ：5.9m

## 公害防止設備

- ・ばいじん：バグフィルター
- ・塩化水素：乾式消石灰吹込み有害ガス除去方式
- ・硫酸酸化物：同上
- ・窒素酸化物：炉内尿素水吹込み脱硝方式

## 資源化

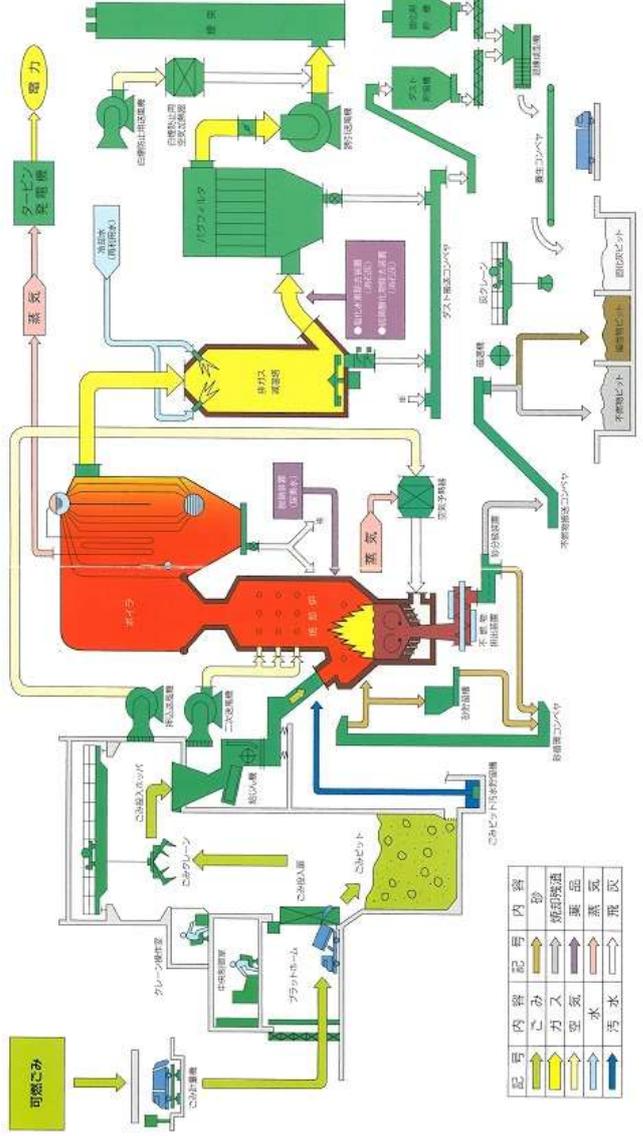
- ・蒸気利用：発電能力 3,500kW
- ・温水利用：場内暖房及び給湯
- ・リサイクル：焼却残渣中から磁性物を回収

## プラント

- ・処理能力：320t/日 (160t/日×2基)
- ・焼却炉：流動床式焼却炉 (全連続式)  
最高発熱量 3,000kcal/kg
- ・ごみピット：容量 約4,669m<sup>3</sup>
- ・ボイラ：蒸気容量 最大26t/h・基  
蒸気圧力 1.96MPa
- ・発電設備：蒸気タービン発電機  
定格出力3,500kW

※ごみの減量により令和2年度に休炉。令和3年度からは、ごみピットを活用し、青岸エネルギーセンターの焼却炉点検中のごみ受け入れ中継施設としています。

# ●施設全体配置図



記号	内容	記号	内容
→	ごみ	→	焼却残渣
→	空気	→	蒸気
→	水	→	温水
→	汚水	→	飛灰

## 6 今後のごみ収集処理事業計画

### (1) 現況と問題点

一般家庭から排出されるごみの量は、環境問題への意識の高まりと社会経済情勢の変化に伴い、近年減少傾向にあるものの、令和5年度時点では、市民一人当たりのごみ排出量は全国平均と比べ多くなっており、リサイクル率も全国平均の半分以下である。循環型社会の形成に向け、ごみの減量及び資源化を中心とした施策を展開する。

和歌山市では、平成23年4月に策定した「和歌山市一般廃棄物処理基本計画」において、「令和2年度に1人1日当たりのごみ排出量(資源を除く)を約30%削減」という目標を掲げ、ごみの減量及び資源化に取り組んできた。その結果、ごみ減量施策が徐々に浸透し始め一定のごみ減量効果は得られたものの目標達成には至らず、計画期間の10年間で、1人1日当たりのごみ排出量(資源を除く)は約23%の削減となった。

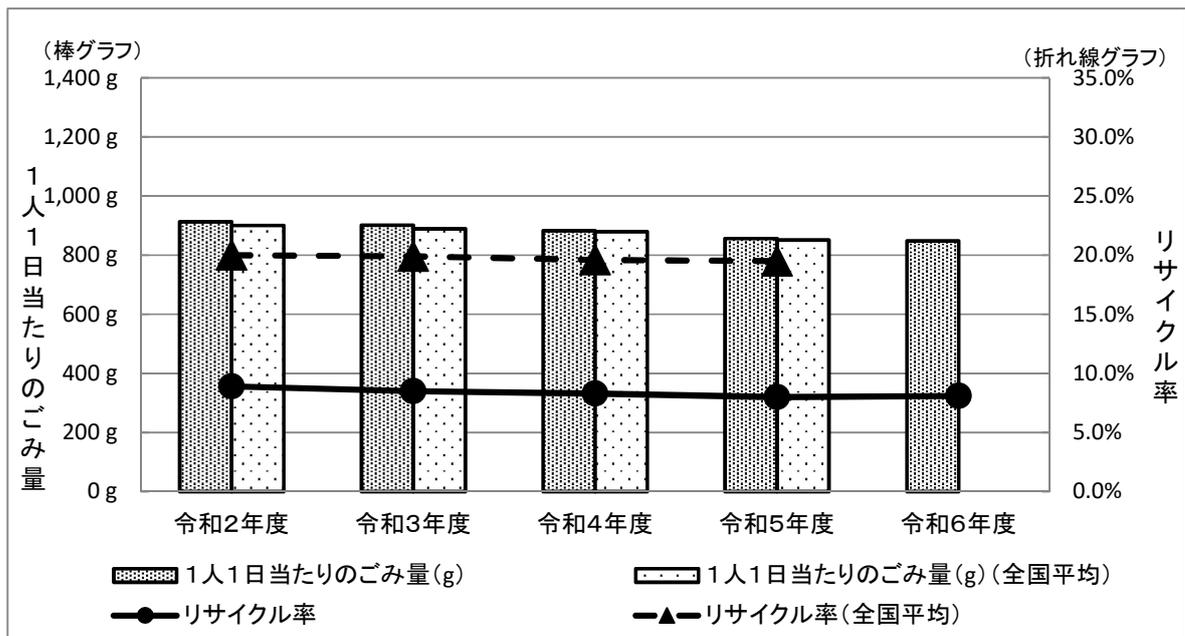
今後は、新たに策定した「第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画(令和3年3月策定)」で定めた数値目標「令和8年度までに1人1日当たりのごみ排出量(資源を除く)を729gにする」を達成するため、市民・事業者・行政の3者が一体となり、リデュース・リユース・リサイクルの「3R」の推進や青岸ストックヤードでの資源選別徹底など、より一層、ごみの減量及び資源化の施策を推し進め、次世代に繋がる持続可能な循環型社会の形成を目指していく。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口 ※1	365,418	363,385	360,435	357,110	353,601
世帯数	175,515	176,220	176,715	176,809	177,091
ごみ総排出量 (t)	121,830	119,597	116,188	111,927	109,427
再資源化量 (t) ※2	10,833	10,149	9,593	8,970	8,840
ごみ焼却量 (t)	121,569	122,088	120,615	114,755	114,755
リサイクル率	8.9%	8.5%	8.3%	8.0%	8.1%
リサイクル率 (全国平均)	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%	—
1人1日当たりのごみ量 (g)	913	902	883	856	848
1人1日当たりのごみ量 (g) (全国平均)	901	890	880	851	—

※1 10月1日付住民基本台帳人口(外国人を含む)に基づく

※2 再資源化量=資源物量+焼却残渣等の磁性物  
(全国平均)：一般廃棄物実態調査(環境省)からの全国平均

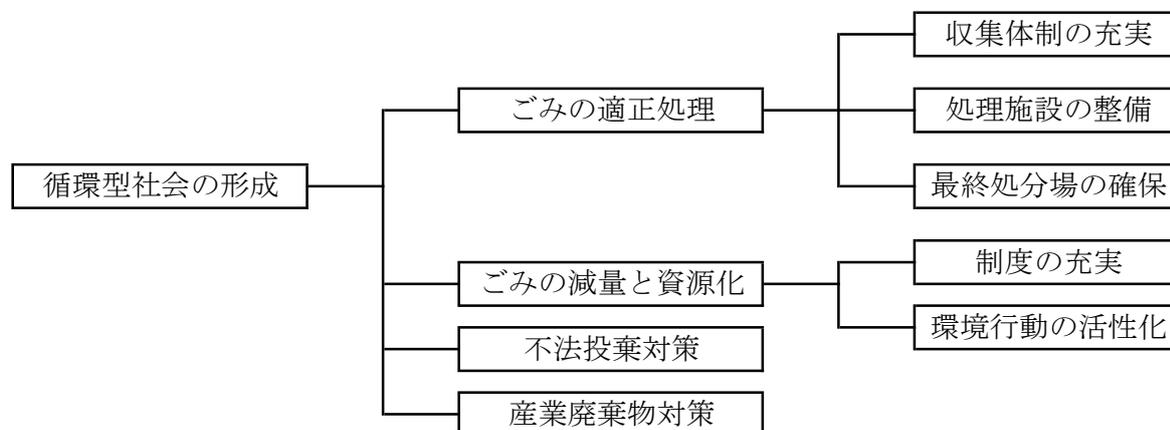
### 1人1日当たりのごみ量とリサイクル率



## (2) 基本目標

- (ア) ごみの適正処理、市民サービスの向上を図る。
- (イ) ごみの減量と資源化を促進し、環境にやさしいまちを目指す。

## (3) 施策の体系



## (4) 施策

### (ア) ごみの適正処理

近年のごみに対する質・量の変化に対応した収集体制の充実を図り、特に焼却施設の老朽化に伴い、計画的な施設整備によるごみ処理経費の効率化を図る。また、長期にわたり安定した最終処分場の確保に努める。

### (イ) ごみの減量と資源化

市民及び事業者の理解、積極的な協力を得ながら、ごみの減量及び資源化を推進するための制度の充実を図る。市民及び事業者の環境意識の高揚、環境行動の活性化を図ることでごみの減量及び資源化を促進させる。

### (ウ) 不法投棄対策

家電製品等の不法投棄は減少しているが、撲滅には至っていないため、不法投棄が重大な犯罪であることを大きくPRするとともに、不法投棄ボランティアによる監視パトロール、監視カメラや不法投棄防止看板の設置、職員によるパトロール等、地域住民、事業者、行政が連携し、不法投棄されない環境づくりを進める。

### (エ) 産業廃棄物対策

産業廃棄物については、事業者責任による処理を前提に指導を強化するとともに、廃棄物の再生利用等を促進させる。



## IV し尿処理事業について

- 1 し尿処理事業の沿革
- 2 一般廃棄物（し尿）収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者一覧表
- 3 浄化槽保守点検登録業者一覧表
- 4 浄化槽設置状況
- 5 し尿終末処理施設（青岸汚泥再生処理センター）の概要
- 6 公衆便所関係
- 7 令和6年度し尿終末処理一覧表
- 8 令和6年度し尿処理状況
- 9 今後のし尿収集処理事業計画



## IV し尿処理事業について

### 1 し尿処理事業の沿革

本市のし尿処理事業は古くは農家と民間業者により収集されていたのであるが、国民生活の向上に伴う生活様式の変化、化学肥料の普及によるし尿の肥料としての需要の大幅な減少、人口の都市集中化、環境衛生思想の高揚等により衛生的かつ円滑なし尿の収集処理が急務となったため、昭和 28 年 11 月、市が出資金 400 万円を投資して和歌山市清掃株式会社を設立、他の個人業者とともに汲取受持区割制を定めた。昭和 29 年 4 月清掃法の制定により汲取を業とする者については、市長がその業務を監督する制度が確立された。当時の許可業者は 29 業者で、汲取手数料は 1 たるにつき 15 円であった。

昭和 30 年 10 月紀の川と土入川の合流点の堤防敷に容量 360kl の貯溜槽を設置し、1 隻(33kl 積)の海洋投棄船をもって終末処理にあたった。その頃 2 町 12 村の町村編入合併が相次ぎ市域の拡大に伴う人口増加による処理量増加のため、昭和 35 年 7 月に投棄船第 2 あさも丸(33kl 積)を購入した。その後、土入川河口の貯溜槽を廃止し、海洋投棄の拠点として昭和 38 年 3 月湊地先紀の川左岸瀬割堤にし尿中継所を新設、昭和 39 年 1 月更に投棄船第 3 あさも丸(50kl 積)を購入して終末処理にあたったが、年々増加するし尿を衛生的に処理し、生活環境の保全を図るため昭和 41 年度に処理場建設計画を樹立、総事業費 3 億 3,590 万円で昭和 44 年 3 月し尿処理場(紀の川浄苑)が完成し、日量 200kl を陸上処理した。

また、昭和 48 年 4 月から海洋汚染防止法の改正に伴い瀬戸内海投棄は全面禁止されたため投棄不能となり、投棄船を昭和 48 年 7 月処分するとともに昭和 48 年 4 月から大型船(990.85t)をチャーターして、委託契約を締結し、県の提唱する潮岬沖 64 海里以遠に投棄してきた。

しかし、このころますます自然環境の保全に対する要望が高まり、一方、し尿処理施設も運転開始以来 10 年近くを経過し、各設備装置もかなり老朽化が目立ちはじめた。

この状態に対処するため昭和 54 年 1 月し尿処理場(紀の川浄苑)を抜本的な改造増設に着工。約 1 年半の工期と建設費 32 億円を投じて昭和 55 年 6 月に完成したし尿処理場(青岸工場に名称変更)は日量 450kl の処理能力を有して全量陸上処理することはもちろん、特に高度処理設備と運転の自動化を図った最新の計装機能を備えた全国でも数少ない近代的設備であり、完全終末処理を行うと共に、汚泥の乾燥、製袋設備を備え資源再利用に対応していた。

その後、当初設備の稼動開始から 40 年以上、抜本的な改造・増設から 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進み、早急な施設の更新が求められた。また、循環型社会形成を目指す動きの中で、従来は衛生処理設備として整備されてきた「し尿処理施設」は、資源化設備を備えた「汚泥再生処理センター」への転換が求められ、国の「循環型社会形成推進交付金制度」においても汚泥再生処理センターを交付対象とした。このような状況下、平成 22、23 年度にし尿及び浄化槽汚泥の適正処理と循環型社会形成の観点から老朽化した青岸工場を汚泥再生処理センターとして整備する施設更新を計画した。汚泥再生処理センターの整備に当たっては、新たな用地の確保及び建設中の処理を他の施設等で行うことが困難であることから、青岸工場の施設を運転しながら新施設を建設する「スクラップ & ビルド」により、平成 24 年度から工事に着手し、平成 29 年 3 月に既設の解体工事を含めた全ての工事が完成し、新施設(青岸汚泥再生処理センター)での運転を開始した。

## 2 一般廃棄物（し尿）収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者一覧表

(令和7年10月1日現在)

業 者 名	所 在 地 (和歌山市)	許可(初) 年月日	従業 員数 (人)	保有車両(台)						
				7,200ℓ 積	3,600ℓ 積	2,700ℓ 積	1,800ℓ 積	900ℓ 積	軽	計
株式会社青木実業	中島476番地	H 9. 3.21	7	1	2	2	2			7
有限会社イナガ	狐島613番地79	H10. 4. 1	5		2		2			4
有限会社ウエノヤマ	毛見68番地5	H10. 7.31	1		1		2			3
株式会社金塚清掃	今福五丁目4番50号	R 2. 4. 1	1				2		1	3
有限会社亀井産業	秋月264番地4	H 9. 5.27	13		4	2	3	1		10
有限会社川端	栄谷464番地1	H 7. 5.26	1				2			2
有限会社国本環境	野崎204番地4	H11.10. 1	3				2			2
有限会社櫻井	雄松町二丁目3番2号	H12. 3.31	6		1	1	3			5
有限会社柴清掃	築港四丁目1番3号	H 9. 9. 1	4		2		1			3
有限会社竹内実業	松島345番地1	H11. 5.25	8		3		4			7
有限会社知念環境サービス	手平五丁目7番13号	H 8. 4. 1	5		1		3			4
有限会社出崎清掃社	北出島132番地1	H 7. 4. 1	8		2		5			7
有限会社ナッツエコ	黒田94番地57	H17.10.25	1		2					2
有限会社ニシイ	今福四丁目1番3号	H 7. 4. 1	2				2			2
有限会社松下環衛サービス	福島633番地7	H16. 3.31	2			2	1			3
有限会社水波興業	和田92番地	H 6. 4. 1	16		3	3	8			14
安見栄光産業有限会社	有本226番地7	H10. 6. 1	2		2					2
山紀株式会社	湊506番地4	H11. 4. 1	7		2		3			5
和心クリーン株式会社	南大工町26番地	H27. 4. 1	1				1			1
有限会社吉村環境	西庄295番地8	H10. 4. 1	9		1		2			3
有限会社ライフガーデン	太田38番地8	H13.10. 1	3		1		2			3
和歌山市清掃株式会社	直川109番地1	S29. 9. 1	10		5		4			9
合 計			115	1	34	10	54	1	1	101

### 3 浄化槽保守点検登録業者一覧表

(令和7年11月10日現在)

営 業 所 名	所 在 地 (和 歌 山 市)	電話番号
一般社団法人 和歌山県清掃連合会	南大工町26番地 環境会館3階	431-6383
山根商事	湊506番地4	431-3688
株式会社ヴァイオス	西庄295番地の9	452-9356
一般社団法人 和歌山県浄化そう協会	南大工町26番地 環境会館4階	431-6291
株式会社和城産業 和歌山支店	木ノ本565-1	453-3051
有限会社紀州浄化	福島125番地ノ6	453-0669
株式会社青木実業	中島476番地	474-8401
和歌山市清掃株式会社	直川109番地1	461-0372
共和工業株式会社	加太889-7	459-1777
西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社 和歌山営業所	栗栖1038-2	472-2096
株式会社小向商会 本社営業所	小松原通3丁目30番地	424-6141
株式会社和歌山水質管理センター 和歌山営業所	井辺91-2-C	472-1718
有限会社ナツエコ	黒田94-57	471-5301
有限会社ロータリーサービス	松江北5丁目8-11	455-2707
北辰工業株式会社	善明寺637番地26	453-4711
株式会社サニコン	松江北5丁目1番28号	454-3255
株式会社アドヴァンス櫻井	雄松町2丁目3-2	427-4500
有限会社和幸実業	砂山南2丁目2-21	424-0532
日化メンテナンス株式会社 阪和営業所	六十谷180-25	407-2001
有限会社アクアテック	杭ノ瀬243番地の12	474-1475
カミングサービス	杭ノ瀬224-25	473-9013
オーヤマ株式会社 陶彩館 和歌山営業所	三葛1134番地の8	488-9038
有限会社近畿環境コンサルタント	中306-6 コーポ西山	473-2754
中筋建設株式会社	鳴神1035	473-8225
和歌山県環境整備事業協同組合	南大工町26番地 環境会館3階	436-7012
有限会社水波興業	和田92番地	471-0883
有限会社浜畑浄化槽センター	紀三井寺795-6	448-6988
有限会社出崎清掃社	北出島132-1	471-0897
クリーン工業株式会社	小野町1丁目11番1	431-4891
株式会社プラトン 和歌山営業所	松江北2丁目17-15	453-0294
山紀株式会社	湊506番地4	431-3688
エース	船所139-9	454-2825
有限会社竹内実業	松島345-1	472-9891
愛和住設	北出島10-5	472-0848
有限会社ライフガーデン	太田38番地の8	473-0051
小椋リビングクリーン株式会社 和歌山営業所	湊3165番地	432-3569
有限会社市川水理 和歌山営業所	秋月68番地	471-8007
有限会社那賀クリーンセンター 和歌山営業所	新中通2丁目25 オリエンタルパレス11F	427-3203
有限会社知念環境サービス	手平5丁目7番13号	423-6521
和歌山市衛生協同組合	中島476番地	473-6090
株式会社ニッシンプラントサービス 和歌山営業所	加納47-3	472-7605
株式会社三田設備工業	朝日436-5	479-2603
近畿環境サービス株式会社 和歌山営業所	紀三井寺1-161	445-3380
テイク	西浜1136-53	446-1456
有限会社テクノサービス	秋月264番地4	474-4148
フジクリーン株式会社 和歌山営業所	東蔵前丁4番地 ファーストビル6階	422-3634
三愛設備	六十谷788-5	462-1033
株式会社西原ネオ 和歌山営業所	西庄295-9 株式会社ヴァイオス内	452-9356
ニッシュユーザーサービス	坂田744番地18	481-2295
有限会社大都環境サービス 和歌山営業所	新中通4丁目35番地	402-3525

営 業 所 名	所 在 地 (和 歌 山 市)	電話番号
南海ビルサービス株式会社 パームシティ和歌山管理所	中野31-1	456-2417
有限会社松下環衛サービス	福島633番地7	455-1358
丸新産業株式会社	新和歌浦4番6号	444-0332
翔雲工管	栄谷519	455-2125
ロータリーピュア	加納455-7	090-9045-4755
オーユサービス	汐見町3丁目36	422-1930
アズマハウス株式会社	黒田1丁目2番17号	475-1018
株式会社水工エンジニアリング 和歌山支店	栗427-1 チサンマンション404号	452-9811
ダイマル環境プランニング 和歌山営業所	塩ノ谷226番地	090-3055-3946
山本厨機配管工業所	松島222-5	471-0216
株式会社ダイキアクシス 和歌山出張所	岩橋1632-1	475-1605
エコ・ライフ	小松原通2丁目1-1-202号	463-0837
株式会社伸和	塩屋6丁目3番18号	446-6686
株式会社和歌山浄化槽センター 和歌山営業所	六十谷86-3 リハ-サイトマンション和興ビル503号	464-3335
向江組	田尻287-3	499-4862
高田商店	加納340-6	090-2286-5733
青木産業株式会社	中島465番地	488-4485
ライフアシスト	南出島42-11	460-1489
ニッコー株式会社 和歌山営業所	黒田1丁目2-4 寺本興産ビル4F	499-5209
株式会社ワイプロ 和歌山営業所	栄谷498-2 コーポ葵101号	080-8349-5978
天豊	太田120-6-112	471-7274
株式会社環企画 和歌山事業所	松江北5丁目1-28	090-6764-6464
有田住宅設備株式会社	北出島17番地1	471-5045
株式会社ベルテックス	松江北2丁目17番15号	452-2566
創研	野崎103	453-1871
株式会社関口建設 浄化槽保守点検部	園部951-2	462-6171
安見栄光産業有限会社	有本226番地7	460-0350
総田設備	紀三井寺593-4	444-6115
紀ノ国テック	楠見中79-4	452-6164
有限会社川端	栄谷464の1	488-8807
那賀クリーンセンター	新中通2丁目25 オリエンタルパレス11F	427-3203
荒川浄化サービス	津秦208-5	090-3168-5138
重光清掃	毛見1437-104	460-2868
株式会社ComPassion.U	南出島74-6プチハ10、102	499-5829
東浦環境衛生	北新博労町2-1-103	(0736) 79-6664
Proud	直川1184-15	414-3733
グローバル商会	上黒谷79-2	461-2027
オリエンタサービス	南田辺丁51番地	090-7345-0017
大黒メンテナンス	西庄792-30	090-8883-0509
三山商会	直川2874-11	496-2449
大西浄化槽管理事務所	北野669-16	461-5505
株式会社TRUSTY	大谷409-1	463-9014
大永メンテナンス株式会社 和歌山営業所	向265-1	090-5151-4013
c o N x .	栄谷108-1 マグノリアコートC-206	463-7147
REMEDY CORP.	中島17-9	080-4011-1299
株式会社幸福建設	太田2丁目8番11号	474-1770
株式会社ベストA・K	松島345-1	472-0069
TOPIA総合建設	元町奉行丁2丁目46	080-3768-0852

## 4 浄化槽設置状況

浄化槽設置基数 67,500基 (令和7年3月31日現在)

## 5 し尿終末処理施設（青岸汚泥再生処理センター）の概要

所在地 和歌山市湊1342 番地  
敷地面積 9,165.87m<sup>2</sup>  
建築面積 2,721.16m<sup>2</sup>  
処理能力 484kl/日  
処理方式 処 理：前脱水＋生物学的脱窒素処理方式  
汚泥処理：助燃剤化  
着 工 平成24年12月  
竣 工 平成29年3月  
設計施工 三井造船環境エンジニアリング株式会社  
工 事 費 6,392,918,100 円

## 6 公衆便所関係

(令和7年4月1日現在)

所在地	名称	床面積	し尿の処理方法
加太116	加太公衆便所	9.98m <sup>2</sup>	浄化槽

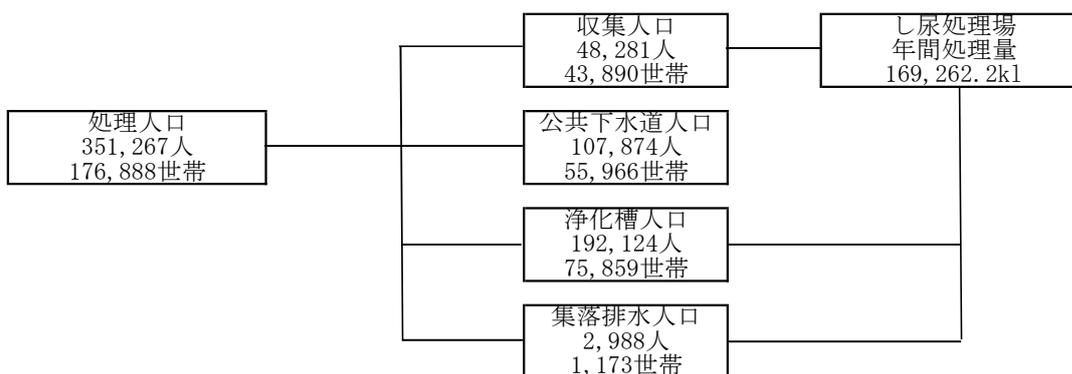
## 7 令和6年度し尿終末処理一覧表

月 別	搬 入 量
4月	15,174.7
5月	14,554.1
6月	14,474.9
7月	15,097.2
8月	13,302.3
9月	13,968.9
10月	13,921.3

月 別	搬 入 量
11月	14,609.4
12月	14,410.1
1月	12,795.4
2月	12,913.6
3月	14,040.3
合 計	169,262.2kl

## 8 令和6年度し尿処理状況

(令和7年3月31日現在)



## 9 今後のし尿収集処理事業計画

### 〔現況と問題点〕

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、全市域をし尿処理区域と定め収集業務を行っている。しかし、道路の狭あい等の原因により収集が困難な箇所も存在している。

#### (1) 収集処理体制

一日当たり平均464k1のし尿と浄化槽汚泥が、一般廃棄物（し尿）収集運搬業者と浄化槽清掃業者により収集され、青岸汚泥再生処理センターで全量処理している。

#### (2) 浄化槽の維持管理

浄化槽法により法定検査、保守点検、清掃が義務付けられており、浄化槽の機能を維持しきれいな排水にするためにも、維持管理の周知徹底に努めている。

### 〔基本目標〕

し尿の完全衛生処理を実現するとともに収集業務の円滑化を図る。

### 〔計画〕

#### 収集の円滑化

一般廃棄物（し尿）収集運搬業者に対して、月1回の定期収集の実施を指導し規定汲取料金を遵守させる。

## V 参考資料

(令和7年9月)

- 1 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例
- 2 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則
- 3 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例
- 4 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例施行規則
- 5 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例
- 6 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則
- 7 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 8 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- 9 和歌山市特定美観地域等における建設廃材等の処理に関する条例
- 10 和歌山市廃棄物対策審議会条例
- 11 和歌山市手数料条例(抜粋)
- 12 清掃事業年表



# 1 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例

平成12年3月27日

条例第57号

改正 平成13年3月28日条例第16号

平成14年12月26日条例第51号

平成16年3月25日条例第20号

平成20年3月25日条例第11号

平成22年3月23日条例第8号

平成24年12月20日条例第45号

平成25年12月20日条例第87号

平成26年3月24日条例第11号

平成31年3月22日条例第15号

## 目次

第1章 総則（第1条—第5条の3）

第2章 廃棄物の減量推進（第6条—第10条）

第3章 廃棄物の適正処理（第11条—第19条）

第4章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続（第20条—第23条）

第5章 廃棄物の処理の手続及び処理手数料等（第24条—第27条）

第6章 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請及び手数料等（第28条—第30条）

第7章 雑則（第31条・第32条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（2） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

（3） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（4） 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び利用すること又は資源として

利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進並びに一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(和歌山市廃棄物減量等推進審議会)

第5条の2 法第5条の7第1項の規定に基づき、和歌山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 一般廃棄物の発生の抑制及び再利用に関する事項

(2) 一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項

(3) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(審議会の組織等)

第5条の3 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 各種団体の役職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 廃棄物の減量推進

(市の行う減量推進)

第6条 市は、資源ごみ(資源として利用することを目的として分別して収集する物として規則で定めるものをいう。以下同じ。)の収集を行い、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の利用の促進に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した製品を使用するように努めなければならない。  
(市民の行う減量推進)

第7条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、市が行う分別収集に協力すること、集団回収に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入に際し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するように努めなければならない。

(事業者の行う減量推進)

第8条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底その他の再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系廃棄物の発生を抑制するように努めなければならない。

2 事業者は、その物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保その他廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 事業者は、その物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するように努めなければならない。

4 事業者は、その製品等が不用となった場合において、再利用の可能な物の回収等に努めなければならない。

(再利用の促進)

第9条 事業者は、その物の製造、加工、販売等に際して、当該製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価を行い、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、当該製品、容器等の再利用の方法の情報を提供すること等により、当該製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第10条 事業者は、その物の製造、加工、販売等に際して、包装、容器等に係る基準を自ら設定し、当該基準に従い包装、容器等の適正化を図ることにより、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 事業者は、商品購入等に際し、市民が当該商品に係る適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が当該包装、容器等を不要とし、当該包装、容器等を返却しようとするときは、当該包装、容器等の回収等に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第11条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第12条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理するものとする。

2 市は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物（第14条に規定する多量排出事業者から排出される物を除く。）の処理を行うものとする。

(産業廃棄物の処分)

第12条の2 市が法第11条第2項の規定により市の廃棄物処理施設で処分する産業廃棄物は、市内の木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くず（以下「木くず」という。）とする。

(適正処理困難物の指定等)

第13条 市長は、一般廃棄物のうち、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難であると認められるもの（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該適正処理困難物の回収等の協力を求めることができる。

(多量排出事業者に対する市長の指示等)

第14条 市長は、1日当たり20キログラム以上又は1月当たり600キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対し、その排出する事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(占有者の協力義務)

第15条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合にあつては、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物から排出される物を自ら処理するとき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条及び第4条の2に定める基準に従わなければならない。

2 占有者は、自ら処理しない一般廃棄物を排出する場合には、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従い適正に分別し、市が指定する袋（これに準ずるものとして市が認める物を含む。）へ収納の上、所定の場所（一般廃棄物処理計画で定める場所をいう。次条において同じ。）へ排出することその他の市長の指示に従って排出しなければならない。

3 市長は、第1項の基準並びに前項の一般廃棄物処理計画及び市長の指示に従わない者に対し、

改善その他必要な措置を講ずるように指示することができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第15条の2 市並びに市が資源ごみの収集及び運搬を委託する者(次項において「市等」という。)以外の者は、市が行う資源ごみの収集における所定の場所に置かれた資源ごみを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前項の規定に違反して、所定の場所に置かれた資源ごみを収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(排出禁止物)

第16条 占有者は、市が行う一般廃棄物の収集及び処理に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 容積又は重量の著しく大きい物

(6) 適正処理困難物

(7) その他市長が生活環境の保全上特に適正な処理が必要と認める物及び本市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(地域の清潔保持)

第17条 占有者は、その土地又は建物及びそれらの周辺の清潔保持を図るとともに、相互に協力して地域の生活環境の清潔を保持するように努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第18条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所にみだりに廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

(不動産の管理)

第19条 占有者は、その土地又は建物の区域内にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、当該土地又は建物を適正に管理しなければならない。

2 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の区域内に廃棄物が捨てられたときは、自らの責任において当該廃棄物を処理するように努めなければならない。

第4章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続

(市が設置等を行う一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の作成)

第20条 市長は、次に掲げる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の設置又は法

第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更（以下「設置等」という。）をしようとするときは、当該設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行い、当該調査の結果を記載した書類（次条において「生活環境影響調査書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場  
(生活環境影響調査書等の縦覧)

第21条 市長は、前条の規定により生活環境影響調査書を作成したときは、当該生活環境影響調査書及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「生活環境影響調査書等」という。）を次項の規定による告示の日から1月間、公衆の縦覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規定による縦覧を行うときは、縦覧の場所その他規則で定める事項を告示するものとする。

(意見書の提出)

第22条 前条第2項の規定による告示があったときは、当該対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、同条第1項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(他の市町村との協議)

第23条 市が設置等をしようとする対象施設の周辺地域に他の市町村の区域が含まれるときは、市長は、生活環境影響調査書等の写しを当該市町村の長に送付するとともに、生活環境影響調査書等の縦覧その他の手続について協議するものとする。

## 第5章 廃棄物の処理の手続及び処理手数料等

(一般廃棄物の処理の申出)

第24条 占有者は、臨時に若しくは継続して一般廃棄物の収集を受けようとするとき又は動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(処理の委託)

第25条 多量排出事業者及び市長が特に認める事業系一般廃棄物を排出する者は、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）のうち、市の処理に支障を及ぼすと認めるものを除き、その処理を市に委託することができる。

(木くずの搬入手続等)

第25条の2 事業者は、市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入しようとする場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に搬入の登録を申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認の有効期間は、1年とする。

3 第1項の承認を受けた事業者は、市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入するときは、次に定める受入基準を遵守しなければならない。

- (1) 他の廃棄物との混載をしないこと。
- (2) 他の事業者の木くずとの混載をしないこと。
- (3) 木くずのうち、粉状の物については第15条第2項に定める袋に入れ、木片については長さ50センチメートル、太さ10センチメートル以下とし、飛散を防止する措置を講ずること。
- (4) あらかじめ定めた自動車以外の自動車で搬入をしないこと。

4 市長は、木くずの搬入が前項の受入基準に合致しないときは、その受入れを拒否することができる。

(搬入記録票)

第25条の3 前条第1項の承認を受けた事業者は、市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入するときは、規則で定める搬入記録票を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事業者が前項の搬入記録票を提出しないときは、木くずの受入れを拒否することができる。

(廃棄物に係る手数料等)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分並びに木くずの処分に関し、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、1日平均180リットル以上のし尿を排出する施設又は建物のし尿くみ取り手数料の額は、別表第1に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、1月に1回を超えてし尿をくみ取る場合における人員による手数料の額は、別表第1に定める額をその月のくみ取り回数で除して得た額に70円を加えた額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、水を使用することを必要とする特殊型無臭便槽のし尿くみ取り手数料の額は、別表第1に定める人員による手数料の額に、1便槽1回につき1人分の手数料の額を加えた額とする。

5 月の途中から新たにくみ取りを開始し、又は月の途中でくみ取りを廃止した場合のし尿くみ取り手数料は、人員による手数料とする。

6 し尿くみ取り手数料の人員の算定は、月の途中からくみ取りを開始した場合を除くほか、毎月1日現在における居住人員による。

(手数料の減免)

第27条 市長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

## 第6章 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請及び手数料等

(許可及び申請手数料)

第28条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行おうとする

者又は同条第6項の規定により一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとする場合も、また同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(鑑札の交付)

第29条 前条第1項による許可を受けた者は、その業に従事しようとする者を市長に届け出て、鑑札の交付を受けなければならない。

2 鑑札を亡失又はき損した場合は、直ちに市長に申し出て、鑑札の再交付を受けなければならない。

(手数料の不還付)

第30条 既納の手数は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## 第7章 雑則

(技術管理者の資格)

第31条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了

した場合を含む。) 後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(規則への委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第13号。次項において「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例の施行前に旧条例の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づき行った処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成13年3月28日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日)

この条例は、平成15年1月14日から施行する。

附 則(平成16年3月25日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4

月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例別表第 2 の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 7 条第 1 項の許可の申請及び同条第 6 項の許可の申請に係る手数料について適用し、同日前にされたこれらの申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 4 日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（次項において「新条例」という。）別表第 1 死体処理手数料の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集し、又は搬入される犬、猫等の死体に係る死体処理手数料について適用し、施行日前に収集し、又は搬入された犬、猫等の死体に係る死体処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 1 し尿くみ取手数料の項の規定は、施行日以後のし尿のくみ取りに係る手数料について適用し、施行日前のし尿のくみ取りに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 2 日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 1 条第 6 号及び第 7 号の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例別表第 1 し尿くみ取手数料の項の規定は、この条例の施行の日以後のし尿のくみ取りに係る手数料について適用し、同日前のし尿のくみ取りに係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 6 条関係）

種別	区分		金額
死体処理手数料	犬、猫等の死体	1 体につき（収集）	2, 0 8 0 円
		1 体につき（自己搬入）	1, 0 3 0 円
ごみ処理手数料	第 2 5 条の規定による処理の委託	1 月の排出量が 6 0 0 キログラム以下の場合 1 月の基本手数料	1 5, 6 0 0 円
		1 月の排出量が 6 0 0 キログラムを超えた場合 1 0 キログラム（1 0 キログラム未満は、1 0 キログラムとする。）ごとに 1 月の基本手数料に加算する額	2 6 0 円
	自己搬入	事業系一般廃棄物を市長の指定する場所に運搬した場合 1 0 キログラム（1 0 キ	1 3 0 円

		ログラム未満は、10キログラムとする。)につき	
し尿くみ取 手数料	本町、城北、広瀬、雄湊、大新、新南、吹上、砂山、今福、高松、雑賀、芦原、宮、宮北、四箇郷、中之島、和歌浦、宮前、湊、野崎、三田、名草、松江、木本、貴志、楠見、西和佐、岡崎、西脇、有功、直川地区	人員による手数料 (普通世帯及び準世帯)	1人(1歳未満の幼児を除く。)1月1回につき  266円
		くみ取量による手数料(官公庁、学校、会社、工場、事務所、事業所その他これらに準ずるもの)	18リットル(18リットル未満は、18リットルとする。)につき
	雑賀崎、田野、和佐、安原、西山東、東山東、川永、小倉、加太、山口、紀伊地区	人員による手数料 (普通世帯及び準世帯)	1人(1歳未満の幼児を除く。)1月1回につき  277円
		くみ取量による手数料(官公庁、学校、会社、工場、事務所、事業所その他これらに準ずるもの)	18リットル(18リットル未満は、18リットルとする。)につき
木くず処分 手数料	10キログラム(10キログラム未満は、10キログラムとする。)につき		130円

別表第2 (第28条関係)

種別	単位	金額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件	15,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件	15,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件	5,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件	5,000円

## 2 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則

平成12年3月31日

規則第105号

改正 平成14年12月27日規則第84号

平成16年3月25日規則第19号

平成17年3月1日規則第20号

平成17年6月1日規則第110号

平成22年3月23日規則第11号

平成24年7月6日規則第71号

平成25年3月26日規則第10号

平成25年9月30日規則第63号

平成26年3月24日規則第14号

平成27年8月3日規則第74号

平成28年3月15日規則第13号

平成28年3月31日規則第49号

平成28年7月1日規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例(平成12年条例第57号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(和歌山市廃棄物減量等推進審議会)

第1条の2 条例第5条の2第1項の規定により設置する和歌山市廃棄物減量等推進審議会(以下この条において「審議会」という。)に会長を置き、条例第5条の3第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴

くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(資源ごみ)

第1条の3 条例第6条第1項に規定する資源として利用することを目的として分別して収集する物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 古紙
- (2) 古繊維
- (3) 缶
- (4) 金属くず
- (5) 空き瓶
- (6) ポリエチレンテレフタレート製の容器
- (7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等（一般廃棄物処理計画で定めるものを除く。）  
(一般廃棄物処理計画の告示事項)

第2条 条例第11条第1項の規定により市長が一般廃棄物処理計画に関し告示すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) ごみに関する次の事項
  - ア 一般廃棄物（し尿を除く。以下この号において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
  - イ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
  - ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
  - エ 一般廃棄物の種類別の収集回数及び処理を実施する者
  - オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
  - カ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- (2) し尿に関する次の事項
  - ア 一般廃棄物（し尿に限る。以下この号において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
  - イ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
  - ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
  - エ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
  - オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
  - カ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(多量排出事業者に対する指示事項)

第3条 条例第14条に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書（別記様式第1号）の作成

- (2) 事業系一般廃棄物の運搬の方法
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- (縦覧の手続)

第4条 条例第21条に規定する生活環境影響調査書等の縦覧をしようとする者は、生活環境影響調査書等縦覧名簿（別記様式第2号）に次に掲げる事項を記入し、係員の指示を受けなければならない。

- (1) 縦覧年月日
  - (2) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- (縦覧の禁止等)

第5条 市長は、次に掲げる者に対し、縦覧の停止若しくは禁止又は縦覧の場所からの退場を命ずることができる。

- (1) 生活環境影響調査書等を縦覧の場所から持ち出した者
- (2) 生活環境影響調査書等を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがある者
- (3) 縦覧に際し、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者
- (4) その他係員の指示に従わない者

(告示事項)

第6条 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第20条に規定する対象施設の名称、設置場所及び種類
- (2) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の処理能力（当該対象施設が条例第20条第2号に規定する一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 縦覧の場所
- (6) 縦覧の期間及び時間
- (7) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出場所及び提出期限

(意見書の記載事項)

第7条 条例第22条に規定する意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(処理の申出)

第8条 条例第24条の規定による申出は、一般廃棄物処理申込書（別記様式第3号）によらなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、口頭その他の方法によるこ

とができる。

(処理の委託)

第9条 条例第25条の規定により一般廃棄物の処理を市に委託しようとする者は、一般廃棄物処理委託申込書(別記様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、適当と認めたときは、これを承諾し、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項の承諾の通知は、納入通知書に必要事項を記入し、当該申込みをした者に交付することにより行うものとする。

4 廃業、休業等により一般廃棄物処理の委託を辞退しようとする者は、処理委託辞退届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(木くずの搬入手続等)

第9条の2 条例第25条の2第1項の規定により市の廃棄物処理施設へ木くずを搬入しようとする事業者は、木くず搬入登録申請書(別記様式第5号の2)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 木製品の製造業(家具の製造業を含む。)であることを証明する書類

(2) 木くずの搬入に使用する自動車の車検証の写し

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を登録するものとする。

3 市長は、前項の登録を行った場合は、速やかにその旨を当該申請をした者に通知し、搬入記録票を交付するものとする。

(自動車の変更)

第9条の3 前条第2項の承認を受けた事業者は、同条第1項の木くず搬入登録申請書に搬入に使用する自動車として記載した自動車の変更をしようとするときは、自動車変更届(別記様式第5号の3)に車検証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(手数料の減免)

第10条 条例第27条の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額、免除申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請書)

第11条 条例第28条第1項に規定する申請書は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者にあつては一般廃棄物収集運搬業許可、許可更新申請書(別記様式第7号)とし、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者にあつては一般廃棄物処分業許可、許可更新申請書(別記様式第8号)とする。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第12条 法第7条第1項に規定する市長の許可の基準は、同条第5項各号に掲げるもののほか、申請者が申請時において1年以上市内に住所(法人にあつては、登記された事務所又は営業所。

以下この号において同じ。)を有することとする。

- 2 前項の規定は、法第7条第6項に規定する市長の許可の基準に準用する。この場合において、前項中「同条第5項各号」とあるのは、「同条第10項各号」と読み替えるものとする。

(許可証)

第13条 市長は、条例第28条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業、処分業許可証(別記様式第9号。以下この条において「許可証」という。)を当該申請者に交付する。

- 2 許可証を亡失し、又は損傷した者は、直ちに許可証再交付申請書(別記様式第10号)に、許可証を損傷した場合にあっては当該許可証を添えて市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

- 3 許可証を亡失した者であって、前項の規定により許可証の再交付を受けたものは、亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理業の休止の届出)

第14条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を休止しようとするときは、休止しようとする日前10日までに市長に届け出なければならない。

(許可の更新)

第15条 法第7条第2項又は第7項に規定する許可の更新を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、当該許可の更新期間の満了日前2月までに一般廃棄物収集運搬業者にあっては一般廃棄物収集運搬業許可、許可更新申請書を、一般廃棄物処分業者にあっては一般廃棄物処分業許可、許可更新申請書を市長に提出しなければならない。ただし、天災その他特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(許可の取消等)

第16条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により法第7条第1項又は第6項に規定する許可を受けたことが判明したとき。

(鑑札)

第17条 条例第29条第1項に規定する鑑札の様式は、別記様式第11号によるものとする。

(許可証及び鑑札の返納)

第18条 許可証及び鑑札の交付を受けた者は、それらの有効期間が満了し、又は法第7条の4の規定により許可の取消しを受けたときは、直ちに当該許可証及び鑑札を市長に返納しなければ

ばならない。

2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、許可証及び鑑札を市長に返納しなければならない。

- (1) 廃業した場合 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者であった者
- (2) 死亡した場合 死亡した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の相続人
- (3) 合併した場合 合併後に相続する法人
- (4) 解散した場合 当該法人の清算人

(許可業者及び従事者の遵守事項)

第19条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者及びそれらの従事者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 作業に従事するときは、常に鑑札を携帯し、当該職員又は関係人から請求のあったときは、これを提示すること。
- (2) 許可証又は鑑札を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(添付書類)

第20条 省令に規定する申請書及び届出書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(処理施設の使用前の検査)

第21条 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、当該一般廃棄物処理施設が法第8条第1項の許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、一般廃棄物、産業廃棄物処理施設使用前検査済証（別記様式第12号）を当該施設の同条第1項の許可を受けた者に交付する。

2 前項の規定は、産業廃棄物処理施設に準用する。この場合において、同項中「法第8条の2第5項（法第9条第2項）」とあるのは「法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項）」と、「法第8条第1項」とあるのは「法第15条第1項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設に係る特例届出書等)

第21条の2 法第15条の2の5の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に係る特例届出書（別記様式第12号の2）によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書の様式は、別記様式第12号の3によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に係る変更、廃止届出書（別記様式第12号の4）によるものとする。

(再生利用業の指定の申請)

第22条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けようとする者は、その受けようとする指定の種類ごとに一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定申請書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所及び事業場の存する位置を示した地図並びに当該事業所及び事業場を中心とした半径500メートルの見取図
- (2) 業務を行う役員、使用人及び従業員の名簿
- (3) 取引関係を明らかにする書類
- (4) 運搬車両、運搬船及び運搬容器の写真
- (5) 運搬車両及び運搬船の検査証の写し
- (6) 事業の用に供する施設（運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- (7) 前号に規定する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合にあっては、使用する権原を有すること）を証する書類
- (8) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (9) 省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を受けようとする者にあつては法第7条第5項第4号、省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けようとする者にあつては法第14条第5項第2号に適合していることを記載した書類
- (10) 市税の滞納がないことを明らかにすることができる市長の証明書
- (11) 省令第2条の3第2号に規定する処分（以下「一般廃棄物再生活用」という。）又は省令第10条の3第2号に規定する処分（以下「産業廃棄物再生活用」という。）を業として行う者に係る指定を受けようとする者にあつては、利用後の廃棄物の処分方法を記載した書類

2 市長は、前項の規定により省令第2条第2号に規定する収集又は運搬（以下「一般廃棄物再生輸送」という。）を業として行う者に係る指定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。

- (1) 市内に住所（法人にあっては、事業場）を有すること。
- (2) 申請に係る一般廃棄物再生輸送は、省令第2条第2号に規定する一般廃棄物の全てを政令第3条第1号イからニまで、へ、チ、リ及びルの規定の例により一般廃棄物再生活用を行う施設に搬入するものであること。
- (3) 申請に係る一般廃棄物再生輸送は、一般廃棄物再生活用を業として行う者から委託を受けて行う収集又は運搬であること。
- (4) 申請に係る一般廃棄物再生輸送の用に供する施設が省令第2条の2第1号に定める基準に適合していること。

- (5) 指定を受けようとする者の能力が省令第2条の2第2号に定める基準に適合していること。
  - (6) 第3号の委託をする者から一般廃棄物再生輸送に要する費用の額として市長が適正と認める範囲内の額以外の金銭を受領しないこと。
  - (7) 指定を受けようとする者が法第7条第5項第4号に適合していること。
  - (8) 本市の市税について滞納していないこと。
- 3 市長は、第1項の規定により一般廃棄物再生活用を業として行う者に係る申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。
- (1) 市内に住所（法人にあっては、事業場）を有すること。
  - (2) 一般廃棄物再生活用に当たり、取り扱う省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物の全てを政令第3条第2号ハの規定の例により保管すること。
  - (3) 一般廃棄物再生活用に伴い生ずる廃棄物を適正に処理することができること。
  - (4) 申請に係る一般廃棄物再生活用の用に供する施設が省令第2条の4第1号イ（2）及び（3）に定める基準に適合していること。
  - (5) 指定を受けようとする者の能力が省令第2条の4第1号ロに定める基準に適合していること。
  - (6) 指定を受けようとする者が法第7条第5項第4号に適合していること。
  - (7) 本市の市税について滞納していないこと。
- 4 市長は、第1項の規定により省令第9条第2号に規定する収集又は運搬（以下「産業廃棄物再生輸送」という。）を業として行う者に係る指定の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。
- (1) 申請に係る産業廃棄物再生輸送は、省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の全てを政令第6条第1項第1号ハ及びホの規定の例により産業廃棄物再生活用を行う施設に搬入するものであること。
  - (2) 申請に係る産業廃棄物再生輸送は、産業廃棄物再生活用を業として行う者から委託を受けて行う収集又は運搬であること。
  - (3) 申請に係る産業廃棄物再生輸送の用に供する施設が省令第10条第1号に定める基準に適合していること。
  - (4) 指定を受けようとする者の能力が省令第10条第2号に定める基準に適合していること。
  - (5) 第2号の委託をする者から産業廃棄物再生輸送に要する費用の額として市長が適正と認める範囲内の額以外の金銭を受領しないこと。
  - (6) 指定を受けようとする者が法第14条第5項第2号に適合していること。

(7) 本市の市税について滞納していないこと。

5 市長は、第1項の規定により産業廃棄物再生活用を業として行う者に係る申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしないものとする。

(1) 産業廃棄物再生活用に当たり、取り扱う省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の全てを政令第6条第1項第2号ロの規定の例により保管すること。

(2) 産業廃棄物再生活用に伴い生ずる廃棄物を適正に処理することができること。

(3) 申請に係る産業廃棄物再生活用の用に供する施設が省令第10条の5第1号イに定める基準に適合していること。

(4) 指定を受けようとする者の能力が省令第10条の5第1号ロに定める基準に適合していること。

(5) 指定を受けようとする者が法第14条第5項第2号に適合していること。

(6) 本市の市税について滞納していないこと。

(指定証等の交付等)

第23条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、同項の指定をするときは、指定証(別記様式第14号)を当該申請をした者に交付するものとする。

2 市長は、指定証の交付をする際、当該交付を受ける者から誓約書(別記様式第15号)を徴するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、同項の指定をしないときは、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用不指定通知書(別記様式第16号)により当該申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、前条第1項の指定に生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(変更等の届出)

第24条 指定証の交付を受けた者(以下「指定業者」という。)は、次に掲げる事項を変更し、又は当該指定に係る業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、当該変更又は休止若しくは廃止のあった日から10日以内に、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定変更、休止、廃止届出書(別記様式第17号。次項において「届出書」という。)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 主たる事務所以外の事務所並びに事業場の名称及び所在地

(3) 事業の用に供する主要な施設の種類、数量、処理能力又は設置場所

(4) 再生活用の目的

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の届出書に必要と認める書類及び図面を添付させることができる。

(指定の更新)

第25条 第22条第1項の指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請は、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日の30日前までに行わなければならない。

3 前項の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第22条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定証の再交付)

第26条 指定業者は、指定証を紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合は、一般廃棄物、産業廃棄物再生輸送、再生活用指定証再交付申請書（別記様式第18号）を市長に提出して、指定証の再交付を求めることができる。

2 前項の規定により指定証の再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている指定証を紛失し、又は焼失した場合を除き、当該指定証を返納の上、再交付を求めなければならない。

(指定の取消し等)

第27条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定業者に係る第22条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 一般廃棄物再生輸送に係る指定を受けた者が第22条第2項各号のいずれかに適合しないこととなったとき。

(2) 一般廃棄物再生活用に係る指定を受けた者が第22条第3項各号のいずれかに適合しないこととなったとき。

(3) 産業廃棄物再生輸送に係る指定を受けた者が第22条第4項各号のいずれかに適合しないこととなったとき。

(4) 産業廃棄物再生活用に係る指定を受けた者が第22条第5項各号のいずれかに適合しないこととなったとき。

(指定証の返納)

第28条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返納しなければならない。

(1) 第25条第1項の規定により指定がその効力を失ったとき。

(2) 前条の規定により指定を取り消されたとき。

(3) 指定に係る業を廃止したとき。

(4) 指定証の再交付を受けた場合において、紛失した指定証を発見したとき。

(帳簿の記載及び保存)

第29条 一般廃棄物再生輸送又は産業廃棄物再生輸送（以下この項において「再生輸送」という。）に係る指定業者は、省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 再生輸送の年月日

(2) 再生輸送を委託した者ごとの省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の量

(3) 再生輸送の方法

(4) 運搬先ごとの省令第2条第2号に規定する一般廃棄物又は省令第9条第2号に規定する産業廃棄物の量

2 一般廃棄物再生活用及び産業廃棄物再生活用（以下この項において「再生活用」という。）に係る指定業者は、省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 受入れ又は再生活用を行った年月日

(2) 受け入れた場合にあっては、受け入れた省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の量

(3) 再生活用を行った場合にあっては、再生活用を行った省令第2条の3第2号に規定する一般廃棄物又は省令第10条の3第2項に規定する産業廃棄物の量

(4) 再生活用の方法

(5) 再生活用に伴い生じた廃棄物の持出先ごとの当該廃棄物の量

3 省令第2条の5第2項及び第3項の規定は、前2項の帳簿について準用する。

(報告)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、指定業者に対し、帳簿その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(和歌山市ごみ減量推進員)

第31条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理、資源ごみの再利用並びに地域の清潔の保持の推進を図るため、法第5条の8第1項の規定により廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 前項の廃棄物減量等推進員の名称は、和歌山市ごみ減量推進員とする。

3 法第5条の8第2項に規定する活動は、第1項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める活動とする。

4 和歌山市ごみ減量推進員の委嘱、活動その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年規則第37号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の前に旧規則の規定に基づき行った処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定に基づき行った処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年12月27日）

この規則は、平成15年1月14日から施行する。

附 則（平成16年3月25日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月1日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則による改正前に調製された残存する用紙については、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成17年6月1日）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（以下「旧規則」という。）第22条第1項の規定によりされた指定の申請は、この規則の施行の日にこの規則による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（以下「新規則」という。）第22条第1項の規定によりされた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号又は第10条の3第2号の指定の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第22条第1項に規定する市長の指定を受けている者は、当該市長の指定の有効期間中に限り、新規則第22条第1項に規定する省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けた者とみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則第22条第2項の規定により交付された再生利用個別指定証は、新規則第23条第1項の規定により交付された省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定に係る指定証とみなす。

5 この規則の施行の際現に市長から省令第2条第2号又は第2条の3第2号の市町村長の指定を受けている者は、当該市町村長の指定の有効期間中に限り、新規則第22条第1項に規定する省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を受けた者とみなす。

附 則（平成25年9月30日）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月3日）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

3 この規則の施行の際現に第2条による改正前の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第17条の規定により交付を受けている鑑札は、当該鑑札の有効期間中に限り、第2条による改正後の和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第17条の規定により交付された鑑札とみなす。

附 則（平成28年3月15日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

(表面)

事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所  
 提出者  
 氏 名 ㊟  
 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電 話 番 号  
 担当者氏名

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第3条第1号の規定により、事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書を作成しましたので提出します。

事業所の名称				
事業所の所在地				
業 種				
保 管 場 所		廃 棄 物 の 種 類	面 積	設 置 場 所
		処 分 さ れ る も の	m <sup>2</sup>	
		再 資 源 化 さ れ る も の	m <sup>2</sup>	
減量、再資源化及び適正な処理に関する計画	今年度計画していること	現在実施していること		

(裏面)

		前年度の排出量(トン)	今年度の計画量(トン)
処分されるもの(A)			
再資源化されるもの	古紙		
	計		
	食品廃棄物		
	計		
	缶		
	空き瓶		
	ペットボトル		
計	(B)		
総排出量(A+B)			

再資源化に関する取組状況	再資源化されるものの種類	再資源化事業者名		所在地
	再資源化率(%)	前々年度	前年度	今年度(計画)
	再資源化率の主な増減理由			
再資源化に関する今後の取組計画				

前年度実績の自己評価	
------------	--

別記様式第2号(第4条関係)

生活環境影響調査書等縦覧名簿

対象施設名 \_\_\_\_\_

縦覧年月日	住 所 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在 地〕	氏 名 〔法人にあつては、名 称及び代表者の氏 名〕	連 絡 先 (電話番号)
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

別記様式第3号(第8条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理申込書(継続・臨時)  
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

申 込 者	住所	
	氏名 (代表者氏名) <span style="float: right;">印</span>	電話

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第24条の規定により、一般廃棄物の処理を申し込みます。

申 込 内 容	世帯数及び地区名	
	排出場所	

排出場所の付近見取図

別記様式第4号(第9条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理委託申込書(継続・臨時)  
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

申 込 者	住所	
	事業所名(店名)	業種
	氏名(代表者名) <span style="float: right;">㊟</span>	電話

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第25条の規定により、一般廃棄物の処理委託を申し込みます。

申 込 内 容	排出場所及び地区名	
	一般廃棄物の内容	
	一般廃棄物の排出量 (kg/日)	
	納入通知書の送付希望	① 毎月 ② 3ヶ月ごと ③ 半年ごと ④ 1年払い
排出場所の付近見取図		
※和歌山市処理欄	処理手数料	円 備考 ※欄は記入しないこと。

別記様式第5号(第9条関係)

一般廃棄物 一般ごみ 処理委託辞退届出書  
資源ごみ

年 月 日

和歌山市長 様

届 出 者	住所		
	事業所名(店名)	業種	
	氏名(代表者名)	Ⓜ 電話	

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第9条第4項の規定により、一般廃棄物の処理委託を辞退します。

届 出 内 容	排出場所及び地区名	
	一般廃棄物の内容	
	既納処理手数料額	
	辞 退 理 由	
	辞 退 年 月 日	
排出場所の付近見取図		
※和歌山市処理欄		※欄は記入しないこと。

別記様式第5号の2(第9条の2関係)

木くず搬入登録申請書

年 月 日

和歌山市長 様

住所  
申請者  
氏名 ㊟  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)  
電話番号  
ファックス番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第25条の2第1項の規定により、木くずの搬入登録を申請します。

事業者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、法人の名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	ファックス番号	
	業種	
搬入申込書		
搬入頻度		
自動車	車名	
	車体の形状	
	最大積載量	
	車両番号	
備考		
1 業種には、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)による分類を記入し、木製品の製造業(家具の製造業を含む。)であることを示す書類を添付してください。		
2 車検証の写しを添付してください。		
3 自動車は、最大積載量2トンを超えることができません。		

別記様式第5号の3(第9条の3関係)

自動車変更届

年 月 日

和歌山市長 様

住所

届出者

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則第9条の3の規定により、  
自動車の変更を届けます。

変更前	車名	
	車体の形状	
	最大積載量	
	車両番号	
変更後	車名	
	車体の形状	
	最大積載量	
	車両番号	
備考 変更後の自動車の車検証の写しを添付してください。		

別記様式第6号(第10条関係)

一般廃棄物処理手数料 減額 申請書  
免除

年 月 日

和歌山市長 様

住 所  
申請者  
氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在  
地及び名称並びに代表者の氏名 〕

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第27条の規定により、次のとおり手数料の 減額 免除 を受けたいので申請します。

手数料の種別	
手数料額	円
減額又は免除を受けようとする理由	
※減額決定額	

(注) ※欄は、記入しないこと。

別記様式第7号(第11条、第15条関係)

(表面)

一般廃棄物収集運搬業 許 可 申請書  
許 可 更 新

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所  
申請者  
氏名 ㊟  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕  
電話番号

一般廃棄物収集運搬業の 許 可 許 可 更 新 を受けたいので、和歌山市廃棄物の減量推進及び  
適正処理に関する条例第28条第1項の規定により添付書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	
事務所及び事業場の所在地	[事務所] 所在地 電 話
	[事業場] 所在地 電 話
事業の用に供する施設の種類及び数量	
その他	
※事務処理欄	

(裏面)

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画の概要を記載した書類</li><li>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</li><li>3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類</li><li>4 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</li><li>5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類</li><li>6 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</li><li>7 申請者が法人である場合には、直前3年(許可の更新を申請する場合にあっては、直前2年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>8 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第2項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)</li><li>9 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記事項証明書</li><li>10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書</li><li>11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(許可の更新を申請する場合にあっては、直前2年)の確定申告書の写し並びに所得税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>12 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書</li><li>13 印鑑登録証明書</li></ol> <p>(注) 許可の更新を申請する場合、上記書類及び図面のうち5、7及び11以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>
--------------	---

(表面)

一般廃棄物処分業 許 可 申請書  
許 可 更 新

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所  
申請者  
氏名 ㊟  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕  
電話番号

一般廃棄物処分業の 許 可 許 可 更 新 を受けたいので、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正  
処理に関する条例第28条第1項の規定により添付書類及び図面を添えて申請します。

事業 の 範 囲	事業の区分	
	一般廃棄物の種類	
事業所及び事業場の所 在地	[事務所] 所在地 電 話	
	[事業場] 所在地 電 話	
事業の用に供する施設 の種類、数量、設置場 所及び処理能力(最終 処分場の場合は、埋立 地の面積及び埋立容 量)		
保管を行う場合には、 保管を行う全ての場所 の所在地、面積、保管 する一般廃棄物の種 類、処分等のための保 管上限及び積み上げる ことができる高さ		

(裏面)

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画の概要を記載した書類</li><li>2 事業の用に供する施設(積替えのための保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)</li><li>3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類</li><li>4 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</li><li>5 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類</li><li>6 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</li><li>7 申請者が法人である場合には、直前3年(許可の更新を申請する場合にあつては、直前2年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>8 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第2項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)</li><li>9 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び登記事項証明書</li><li>10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書</li><li>11 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(許可の更新を申請する場合にあつては、直前2年)の確定申告書の写し並びに法人税、消費税及び地方消費税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>12 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書</li><li>13 一般廃棄物の処分(埋立処分又は海洋投入処分を除く。)を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類</li><li>14 印鑑登録証明書</li></ol> <p>(注) 許可の更新を申請する場合、上記書類及び図面のうち1、3、4、6(登記事項証明書を除く。)及び14は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>

(表面)

		第	号
一般廃棄物収集運搬業			
	許可証		
一般廃棄物処分業			
	住 所		
	氏 名		
		年 月 日生	
年 月 日	付け一般廃棄物収集運搬業(処分業)許可申請について		
次のとおり許可する。		年 月 日	
	和歌山市長		印
1 業 種			
2 有効期間			
3 条 件			
4 区 域			

(裏面)

	注 意 事 項
1	公衆衛生又は治安維持の職務に従事する公務員の請求があったときは、この許可証を提示すること。
2	この許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
3	有効期間の満了又はその他の理由によりこの許可証が不必要になったときは、直ちに返納すること。

別記様式第10号(第13条関係)

一般廃棄物収集運搬業 許可証再交付申請書  
一般廃棄物処分量

年 月 日

和歌山市長 様

申請者 住 所  
氏 名 (印)  
(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名)  
電話番号

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第13条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 証 の 名 称	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
再 交 付 申 請 の 理 由	

添付書類 許可証(忘失した場合を除く。)

(表面)

		第 号
一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処理業		従事者鑑札
写 真	所在地 (住所)	
	事業者名	
	氏名	
1 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
2 区 域		
	年 月 日	
和歌山市長		印

(裏面)

注 意 事 項
1 この鑑札は、作業中常に携帯し、当該職員又は関係人から請求があったときは提示すること。
2 この鑑札は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
3 有効期間の満了又はその他の理由によりこの鑑札が不必要になったときは、直ちに返納すること。
4 この鑑札を亡失し、又は毀損したときは、直ちに再交付を受けること

別記様式第12号(第21条関係)

一般廃棄物  
産業廃棄物 処理施設使用前検査済証

年 月 日

様

和歌山市長



次の施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条の2第1項第1号 第15条の2第1項第1号 に規定する  
技術上の基準に適合していることを証する。

許可の年月日	
許可番号	
施設の設置場所	
施設の種類	

産業廃棄物処理施設に係る特例届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所

届出者

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物を処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設	設置の場所	
	△ 処理施設の種類	
	△ 処理能力	t/日( )時間 t/時間
	〔最終処分場である場合には、埋立処分に供される場所の面積及び残余の埋立容量〕	火格子面積 m <sup>2</sup> 埋立地の残余面積 m <sup>2</sup> 埋立残余容量 m <sup>3</sup>
	許可年月日	
	許可番号	
	△ 処理する産業廃棄物の種類	
△ 許可条件		
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み		
※事務処理欄		
備考		
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 産業廃棄物処理施設の種類については、廃プラスチック類の破碎施設、廃プラスチック類の焼却施設、木くずの破碎施設、がれき類の破碎施設、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物若しくは動物の死体の焼却施設又は管理型産業廃棄物最終処分場の別を記入してください。</p> <p>3 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、廃プラスチック類、木くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16の各号に掲げる一般廃棄物の種類を記入してください。</p> <p>4 次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設許可証の写し</p> <p>(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類</p> <p>ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類</p> <p>ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号に該当する者であることを示す書類</p> <p>ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9の認定証の写し</p> <p>5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。</p>		

別記様式第12号の3(第21条の2関係)

受 理 書

年 月 日

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出を受理しました。

和歌山市長



届 出 年 月 日	年 月 日	受 理 番 号	
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種 類			
処 理 す る 一般廃棄物の種類			
産業廃棄物処理施設 設置許可年月日			
産業廃棄物処理施設 設置許可番号			
産業廃棄物処理施設 許 可 条 件			

別記様式第12号の4(第21条の2関係)

産業廃棄物処理施設に係る 変更 届出書  
廃止

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住所  
届出者

氏名 ㊟  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物処理施設の種類の変更  
処理する産業廃棄物の種類の変更 をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施  
一般廃棄物の処理の事業の廃止

行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出の年月日	年 月 日	受理番号	
変更の内容	産業廃棄物処理施設の種類の種類		
	処理する産業廃棄物の種類の種類		
	一般廃棄物の処理の事業の廃止	廃止した日	年 月 日
※事務処理欄			
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 受理書を添付してください。			

一般廃棄物 再生輸送  
産業廃棄物 再生活用 指定申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑧  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号 ( )

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする指定に係る業の別	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
取り扱う一般廃棄物・産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	
運搬車、運搬船その他の主たる運搬施設の種類、数量及び駐車場の所在地	
一般廃棄物・産業廃棄物の排出者に係る事項	
再生活用により得られる有用物の利用方法	
一般廃棄物・産業廃棄物を搬入する再生活用施設の所在地、指定番号及び再生活用を行う者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）	

指定証

和歌山市指令 第 号  
年 月 日

様

和歌山市長



和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第23条第1項の規定により指定を受けていることを証する。

指定年月日	
指定番号	
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
取り扱う一般廃棄物・産業廃棄物の種類	
運搬車、運搬船その他の主たる運搬施設の種類、数量及び駐車場の所在地	
再生活用により得られる有用物の利用方法	
指定の有効期限	
指定の条件	

誓約書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

誓約者 住 所  
氏 名 ④  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 （ ）

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第23条第2項の規定により、次のとおり誓約します。

- 1 指定条件及び指定証記載事項を遵守します。
- 2 業務の実施に当たり、第三者に損害（人的又は物的損害その他全ての損害を含む。）を与えた場合は、私の責任において解決します。

和歌山市指令 第 号  
年 月 日

様

和歌山市長

印

一般廃棄物 再生輸送  
産業廃棄物 再生活用 不指定通知書

年 月 日付けでされた和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第22条第1項の規定による申請について、同項の指定をしないことに決定したので、同規則第23条第3項の規定により通知します。  
理由

#### 教示

- 1 この処分不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号（第24条関係）

一般廃棄物 再生輸送  
産業廃棄物 再生活用

指定 変更  
休止 届出書  
廃止

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 （ ）

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用	
変更内容	事項	
	変更前	
	変更後	
変更・休止・廃止年月日		
変更・休止・廃止の理由		

添付書類 指定に係る業の全部を廃止した場合又は指定証の記載事項に変更のある場合は指定証

別記様式第18号（第26条関係）

一般廃棄物 再生輸送  
産業廃棄物 再生活用 指定証再交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 （ ）

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第26条第1項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

指定年月日	
指定番号	
指定に係る業の種類	一般廃棄物再生輸送・産業廃棄物再生輸送 一般廃棄物再生活用・産業廃棄物再生活用
再交付申請の理由	

添付書類 指定証（紛失し、又は焼失した場合を除く。）

### 3 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例

平成13年3月28日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開等必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防を図り、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる産業廃棄物処理施設で規則で定めるものをいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模を変更（規則で定める変更を除く。）することをいう。
- (3) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。
- (4) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (5) 関係住民 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められる者をいう。

(市の責務)

第3条 市は紛争を予防するとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(当事者の責務)

第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防に関し市の施策に協力するとともに、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、次に掲げる事項について定めた計画（以下「事業計画」という。）を記載した書類（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の処理能力

- (5) 産業廃棄物処理施設の処理方法、構造及び設備の概要
- (6) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (7) 事業を実施するために必要な許可の種類
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請又は届出前に行わなければならない。

(周知計画書の提出)

第6条 事業計画書を提出した事業者は、次に掲げる事項を記載した関係住民に周知させるための計画書（以下「周知計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画についての説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項
- (2) 次条に規定する広告及び縦覧に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(広告及び縦覧)

第7条 事業者は、周知計画書の提出後、速やかに次に掲げる事項を記載した広告をし、事業計画書の写しを当該広告をした日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び期間
- (3) 説明会の場所及び日時
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定する広告は、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行わなければならない。

3 第1項に規定する縦覧は、毎日10時から16時まで行わなければならない。

(説明会の開催等)

第8条 事業者は、事業計画について周知を図るため、関係住民に対し説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、関係住民の交通の便を最大限考慮して説明会の開催場所を決定しなければならない。

3 事業者は、説明会において事業計画の内容を平易に記載した書類又は図面を配付し、説明するとともに次条に規定する意見書の提出ができることを述べなければならない。

(関係住民の意見書の提出)

第9条 地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から、事業計画について意見を有する関係住民は、第7条第1項の規定による広告のあった日の翌日から起算して45日を経過する日（同項の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に定める説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日）までに、当該意見を記載した書面を市長及び事業者に提出することができる。

(実施状況の報告書の提出)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定による説明会を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会の開催場所及び日時
- (2) 説明会の概要
- (3) 説明会の記録
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の報告書には、説明会で配付した書類及び図面を添付しなければならない。

(指導又は助言)

第11条 市長は、事業計画について関係住民の意見を十分に考慮し、事業計画が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し必要な指導又は助言を行うものとする。

(生活環境の維持及び向上に関する協定の締結)

第12条 市長は、関係住民の意見を尊重し、必要があると認めるときは、事業者に対し次に掲げる事項に関し市と協定を締結することを要請するものとする。

- (1) 生活環境の保全のための措置に関する事項
- (2) 生活環境の維持及び向上に関する協定の履行の保証及びその不履行の場合の措置に関する事項
- (3) その他市長が地域における健全な生活環境の維持及び向上に必要と認める事項

2 事業者は、前項の規定による生活環境の維持及び向上に関する協定の締結を求められたときは、これに応じなければならない。

(事業計画又は説明会の変更の届出等)

第13条 事業計画書又は周知計画書を提出した事業者は、事業計画又は説明会の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条から前条までの規定は事業計画の変更(規則で定める変更を除く。)について、第6条から第10条までの規定は説明会の変更(規則で定める変更を除く。)について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

第14条 事業計画書を提出した事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業計画書を提出した事業者は、前項の規定による届出後、速やかに事業計画を廃止した旨の広告をしなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## 4 和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例（平成13年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める産業廃棄物処理施設)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める産業廃棄物処理施設は、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの破碎施設で1日当たりの処理能力が5トンを超えるものとする。

(規則で定める産業廃棄物処理施設の変更)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、その処理能力に10パーセント以上の変更を生じないこと。

(2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められること。

(事業計画書の様式)

第4条 条例第5条に規定する事業計画書の様式は、別記様式第1号とする。

(周知計画書の様式)

第5条 条例第6条に規定する周知計画書の様式は、別記様式第2号とする。

(意見書の様式)

第6条 条例第9条に規定する意見書の様式は、別記様式第3号とする。

(実施状況の報告書の様式)

第7条 条例第10条に規定する報告書の様式は、別記様式第4号とする。

(事業計画の変更届の様式)

第8条 条例第13条第1項に規定する事業計画の変更届の様式は、別記様式第5号とする。

(説明会の変更届の様式)

第9条 条例第13条第1項に規定する説明会の変更届の様式は、別記様式第6号とする。

(規則で定める事業計画の変更)

第10条 条例第13条第2項に規定する規則で定める事業計画の変更は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 産業廃棄物処理施設の主要な設備の変更を伴わず、かつ、その処理能力に10パーセント以上の変更を生じないこと。

(2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められること。

(規則で定める説明会の変更)

第11条 条例第13条第2項に規定する規則で定める変更は、説明会で配布する書類及び図面の変更とする。

(廃止届の様式)

第12条 条例第14条第1項に規定する廃止届の様式は、別記様式第7号とする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

事 業 計 画 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由	
産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の処理能力	
産業廃棄物処理施設の処理方法、構造及び設備の概要	
生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果	
事業を実施するために必要な許可の種類	
そ の 他 の 事 項	

別記様式第2号(第5条関係)

周 知 計 画 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 種 類		
説 明 会 に 関 する 事 項	開 催 日 時	
	開 催 場 所	
	対 象 地 域	
	開 催 の 周 知 方 法	
	配 布 す る 書 類 及 び 図 面 の 名 称	
広 告 及 び 縦 覧 に 関 す る 事 項	広 告 す る 地 域	
	広 告 す る 日	
	縦 覧 場 所	
	縦 覧 期 間	
そ の 他 の 事 項		

別記様式第3号(第6条関係)

意 見 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

<p>事業計画に対する 地域における健全 な生活環境の維持 及び向上の見地か らの意見</p>	
---	--

別記様式第4号(第7条関係)

説明会実施状況報告書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

説明会の日時及び場所	
説明会の概要	
説明会の記録	
その他の事項	

添付種類 説明会で配布した書類及び図面

別記様式第5号(第8条関係)

事業計画変更届

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変更する事項	変 更 前	変 更 後

別記様式第6号(第9条関係)

説 明 会 変 更 届

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変更する事項	変 更 前	変 更 後

別記様式第7号(第12条関係)

事業計画廃止届

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃止しようとする事業計画	
--------------	--

## 5 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

平成25年3月26日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)に定めるもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の不適正な処理の未然防止及び早期是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 事業活動に伴って産業廃棄物を生じさせる者をいう。
- (3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (4) 土地等 産業廃棄物の処理の用に供する土地又は建物をいう。
- (5) 土地等所有者 土地等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物処理施設及び処理の用に供する施設をいう。
- (7) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (8) 処理の用に供する施設 省令第9条の2第1項第4号及び第10条の12第1項第4号に規定する事業の用に供する施設(積替え又は保管の用に供するものに限る。)並びに省令第10条の4第1項第4号及び第10条の16第1項第4号に規定する事業の用に供する施設(産業廃棄物処理施設を除く。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、排出事業者、処理業者及び土地等所有者に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

2 市は、和歌山県と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物の適正な処理を推進するものとする。

3 市は、産業廃棄物の不適正な処理の未然防止のため、定期的に排出事業者(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条並びに建設工事に係る資材の再

資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出をした者に限る。）及び処理業者の事業場への立入検査を行うものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、産業廃棄物の不適正な処理が行われているおそれがあることを知ったときは、速やかに市その他関係機関へ通報するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

（排出事業者の責務）

第5条 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 排出事業者は、産業廃棄物の発生を抑制し、再利用その他の方法により、産業廃棄物の減量に努めなければならない。

3 排出事業者は、産業廃棄物処理施設を設置する場合は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理においては、環境汚染の防止及び安全管理上必要な体制の整備に努めなければならない。

4 排出事業者は、法第12条第5項又は第12条の2第5項の規定により産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託する場合には、当該処理業者の許可の区分、産業廃棄物の種類、許可の条件、許可の有効期間、産業廃棄物処理施設等の能力、処理方法等を調査し、選定し、適正な処理に要する費用を負担するとともに、事業場を定期的に確認するなど、処理状況の把握に努めなければならない。

5 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した処理業者が当該産業廃棄物の不適正な処理を行っていることを知ったときは、速やかに不適正な処理を中止させ、若しくは是正させ、又は原状を回復させるよう努めなければならない。

6 排出事業者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

（処理業者の責務）

第6条 処理業者は、産業廃棄物処理施設等を設置した地域の環境に配慮し、産業廃棄物処理施設等の環境保全のための対策の実施、周辺環境の整備及び安全性の確保に努めなければならない。

2 処理業者は、産業廃棄物処理施設等の維持管理においては、環境汚染の防止及び安全管理上必要な体制の整備に努めなければならない。

3 処理業者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

（土地等所有者の責務）

第7条 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適

正な処理が行われぬよう努めなければならない。

- 2 土地等所有者は、産業廃棄物の処理のためにその所有し、占有し、又は管理する土地等を他人に使用させている場合、その使用の状況の把握に努めなければならない。
- 3 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われているおそれがあると認めるときは、速やかに市その他関係機関へ通報するよう努めなければならない。
- 4 土地等所有者は、その所有し、占有し、又は管理する土地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われていることを知ったときは、当該処理を行った者に対し、当該不適正な処理をやめるよう求め、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 土地等所有者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の構造)

第8条 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条及び第11条において同じ。）の設置者は、省令第12条各号及び第12条の2に規定する技術上の基準を遵守するとともに、当該産業廃棄物処理施設の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することができる囲いが設けられていること。
- (2) 入口の見やすい箇所に、産業廃棄物処理施設であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (3) 産業廃棄物処理施設を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (4) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。

(最終処分場の構造)

第9条 最終処分場の設置者は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条に規定する技術上の基準を遵守するとともに、当該最終処分場の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 最終処分場を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (2) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。

(処理の用に供する施設の構造)

第10条 処理の用に供する施設の設置者は、当該処理の用に供する施設の構造を次に掲げる技術上の基準に適合させるように努めなければならない。

- (1) 省令第12条第1号、第3号から第5号まで及び第7号に掲げる基準
- (2) 処理の用に供する施設から放流する排水により生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、適切な排水処理設備が設けられていること。
- (3) 処理の用に供する施設を設置する事業場には、みだりに人が立ち入ることを防止することができる囲いが設けられていること。
- (4) 入口の見やすい箇所に、処理の用に供する施設であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (5) 処理の用に供する施設を設置する事業場において産業廃棄物の保管を行う場合は、それぞれの保管場所に保管する産業廃棄物の種類及び最大保管量を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- (6) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置がとられていること。  
(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第11条 産業廃棄物処理施設の設置者は、省令第12条の6各号及び第12条の7に規定する技術上の基準を遵守するとともに、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該産業廃棄物処理施設の維持管理に努めなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設を設置する事業場の出入口の施錠その他みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止することができる措置をとること。
- (2) 第8条第2号及び第3号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。
- (3) 第8条第2号及び第3号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最新の内容に保つこと。
- (4) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。

2 前項の場合において、省令第12条の6第8号の規定の適用については、同号中「定期的に」とあるのは、「1年に1回以上」とする。

(最終処分場の維持管理)

第12条 最終処分場の設置者は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条に規定する技術上の基準を遵守するとともに、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該最終処分場の維持管理に努めなければならない。

- (1) 第9条第1号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。
- (2) 第9条第1号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最新の内容に保つこと。
- (3) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。  
(処理の用に供する施設の維持管理)

第13条 処理の用に供する施設の設置者は、次に掲げる技術上の基準に適合するように当該処理の用に供する施設の維持管理に努めなければならない。

- (1) 省令第12条の6第1号から第4号まで及び第6号に掲げる基準
- (2) 処理の用に供する施設から排水を放流する場合は、1年に1回以上、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- (3) 処理の用に供する施設を設置する事業場の出入口の施設その他みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止することができる措置をとること。
- (4) 第10条第4号及び第5号に規定する立札その他の設備を常に見やすい状態に保つこと。
- (5) 第10条第4号及び第5号の規定により立札その他の設備に表示する事項を常に正確かつ最新の内容に保つこと。
- (6) 生活環境の保全上必要な措置として規則で定める措置をとること。

(事実の把握等)

第14条 産業廃棄物処理施設等の設置者は、政令第4条の6各号に定める法令の規制基準を超えたときその他市長が必要と認めるときは、市長に対し、報告又は資料の提出を行わなければならない。

2 市長は、第4条第1項又は第7条第3項の規定による通報があった場合において市長が必要と認めるときは、当該通報に係る事実の確認をするために必要な限度において、排出事業者、処理業者、土地等所有者、産業廃棄物処理施設等の設置者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項の場合において、報告又は資料の作成のため特に必要と認めるときは、市長は、産業廃棄物処理施設等の設置者に対し、その目的を達成するために必要な最小限度において、産業廃棄物処理施設等の作業の一時停止又は最終処分場の埋め立て処分の場所の掘起しを求めることができる。

(行政指導)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、土地等所有者又は産業廃棄物施設等の設置者に対し、必要な措置について指導又は勧告をするものとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の構造について第8条から第10条までの規定に違反していると市長が認めるとき。
- (2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理について第11条から第13条までの規定に違反していると市長が認めるとき。
- (3) 正当な理由がなく、前条の規定による報告又は資料の提出をしなかったとき。

2 前項の指導又は勧告は、書面で行わなければならない。ただし、軽微なものであると市長が認めるものについては、口頭で行うことができる。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する産業廃棄物処理施設等の設置者については、第15条第1項の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に産業廃棄物の処理の用に供している土地等に係る土地等所有者については、第15条第1項第3号の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

## 6 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

平成25年3月28日

規則第26号

改正 平成28年9月1日規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成25年条例第17号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物処理施設の構造)

第2条 条例第8条第4号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）へ外部からの雨水等が流入することにより生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、開渠<sup>きよ</sup>その他の流入を防止するための設備が設けられていること。

(2) 産業廃棄物処理施設からの排水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項の公共用水域（以下「公共用水域」という。）に放流する場合にあっては、放流口まで管渠<sup>きよ</sup>構造（排水が産業廃棄物処理施設から放流口までの間であふれるおそれがある場合にあっては、暗渠<sup>きよ</sup>構造）であること。

(3) 粉じんが生ずるおそれのある場合は、周囲への飛散を防止するために必要なフード又は集じん器、散水装置その他の設備が設けられていること。

(4) 油水分離槽を設置する場合にあっては、分離された廃油を抜き取ることができる設備及び当該廃油を貯留することができる設備が備えられていること。

(5) 煙突等から排出されるガスにより生活環境の保全上支障が生じるおそれのある場合は、適切な排ガス処理設備が設けられていること。

(6) 車両に土砂等が付着するおそれがある場合は、付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。

(7) 適切な広さの管理事務所等が設けられていること。

(最終処分場の構造)

第3条 前条の規定は、条例第9条第2号の規則で定める措置について準用する。この場合において、前条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）」とあり、及び同条第2号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「最終処分場」と読み替えるものとする。

(処理の用に供する施設の構造)

第4条 第2条の規定は、条例第10条第6号の規則で定める措置について準用する。この場合において、第2条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。次号において同じ。）」とあり、及び同条第2号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「処理の用に供する施設」と読

み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第5条 条例第11条第4号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）の煙突等から排出されるガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにするとともに、毎年1回以上検査等を行うこと。
- (2) 洗車設備は、定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、速やかに除去し、良好な状態にしておくこと。
- (3) 産業廃棄物処理施設の構造上外部からの雨水等の流入が防止できない場合であって、雨水等が流入することにより生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合は、産業廃棄物処理施設へ外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 搬入道路等の安全確保を図るために交通整理を行う者を配置するなど必要な措置を講ずること。
- (5) 常に産業廃棄物処理施設を設置する事業場及びその周辺の清掃等を行い、美観の保持に努めること。
- (6) 可燃性の産業廃棄物を取り扱う場合は、防災計画を策定し、適切な消火器等を設けるとともに、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- (7) 粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (8) 搬入された産業廃棄物について、許可を受けている種類以外の物の混入を避けるために必要な措置を講ずること。
- (9) 産業廃棄物処理施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 事故が発生した場合の対応に係る責任体制、緊急連絡体制等事故が発生した場合において講ずる措置の内容等を記載した手引書等の作成
  - イ 事故の発生を未然に防止するための措置
  - ウ 事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のために必要な対応及び措置
  - エ その他市長が必要と認める措置

(最終処分場の維持管理)

第6条 前条の規定は、条例第12条第3号の規則で定める措置について準用する。この場合において、前条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同条第3号、第5号及び第9号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「最終処分場」と読み替えるものとする。

(処理の用に供する施設の維持管理)

第7条 第5条の規定は、条例第13条第6号の規則で定める措置について準用する。この場合において、第5条第1号中「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同条第3号、第5号及び第9号中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「処理の用に供する施設」と読み替えるものとする。

（条例第14条第1項に規定する市長が必要と認めるとき）

第8条 条例第14条第1項に規定する市長が必要と認めるときは、次に掲げる場合とする。

（1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の6第8号又は条例第13条第2号に規定する水質検査の結果が、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に該当するとき。

ア 公共用水域に排水を放流する施設 次の（ア）又は（イ）に掲げる排水の汚染状態の区分に応じ、（ア）又は（イ）に定める状態であるとき。

（ア） 水質汚濁防止法第3条第2項の有害物質による排水の汚染状態 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類のうちいずれかについて同表の右欄に掲げる許容限度を超えたとき。

（イ） （ア）以外の排水の汚染状態 排水基準を定める省令別表第2の左欄に掲げる項目のうちいずれかについて同表の右欄に掲げる許容限度を超えたとき。

イ 下水道に排水を放流する施設 下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項及び第12条の11第1項第1号並びに和歌山市下水道条例（昭和59年条例第17号）第10条及び第12条の規定による基準を超えたとき。

（2） 最終処分場において行う水質検査の結果が、次のいずれかに該当するとき。

ア 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下この号において「最終処分基準省令」という。）第2条第2項第1号及び第3号においてその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第10号ロ及びハの規定による測定の結果が同号イの規定による測定の結果の2倍以上の値となったとき。

イ 最終処分基準省令第2条第2項第2号ハ（2）の規定による測定の結果が同号ハ（1）の規定による測定の結果の2倍以上の値となったとき。

ウ 最終処分基準省令第2条第2項第3号においてその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第14号ハ（1）及び（2）の規定による測定の結果が基準を超えたとき。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日）

この規則は、平成28年9月15日から施行する。

## 7 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月18日

条例第22号

改正 平成6年10月13日条例第26号

平成13年3月28日条例第19号

平成24年3月23日条例第6号

令和2年3月23日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 市内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及び交付年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類
- (2) 第9条第3項に規定する器具の明細を記載した書類
- (3) 市内の浄化槽清掃業者との連絡に関する規則で定める書類
- (4) その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちに当該申請者に規則で定める登録証を交付しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第9条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で

定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡し、又は失そう宣告を受けた場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があつた場合（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽保守点検業者の専属で、かつ、営業所ごとに専任でなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

8 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、浄化槽管理士の資格を証するものを携帯しなければならない。

9 浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、規則で定める研修を浄化槽保守点検業の登録の有効期間ごとに受講させ、その受講記録を受講の日から3年間保管しなければならない。

(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第14条の規定による助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当事者に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者

に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務について必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 35,000円

(2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 35,000円

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第13条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から6月間は、第2条第1項の登録を受けないでも引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則 (平成6年10月13日)

この条例は、和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成7年8月1日）

附 則（平成13年3月28日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の規定による登録を受けている者については、この条例による改正後の和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第9項の規定は、当該登録に係る有効期間が満了するまでの間、適用しない。

## 8 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月30日

規則第39号

改正 平成10年1月30日規則第1号

平成17年3月1日規則第20号

令和2年3月24日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録)

第2条 条例第2条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、有効期間の満了の日前30日までに登録申請書を市長に提出しなければならない。

(登録申請書の様式)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書は、別記様式第1号によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項に規定する添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 器具の明細書（別記様式第3号）
- (3) 浄化槽清掃業者との連絡に関する書類（別記様式第4号）
- (4) 営業所に置く浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
- (5) 営業所の附近見取図
- (6) 登録申請者が法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類又は図面

(登録簿の様式)

第5条 条例第4条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、別記様式第5号によるものとする。

(登録証の様式)

第6条 条例第4条第2項に規定する登録証は、別記様式第6号によるものとする。

(変更の届出)

第7条 条例第6条第1項に規定する届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届出書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第4条第2項又は第6条第2項の規定により交付を受けた登録証を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第8条 条例第7条に規定する廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃止届出書(別記様式第8号)により行うものとする。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(営業所に設置する器具)

第9条 条例第9条第3項に規定する器具は、別表のとおりとする。

(研修)

第10条 条例第9条第9項に規定する研修は、一般社団法人和歌山県浄化そう協会が実施する技術講習会とする。ただし、一般社団法人全国浄化槽団体連合会又は公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第2項第3号に基づく研修をもってこれに代えることができる。

(標識の掲示)

第11条 条例第10条に規定する浄化槽保守点検業者が営業所に掲げる標識は、別記様式第9号によるものとする。

2 前項の標識の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名

(帳簿の備付け等)

第12条 条例第11条の規定により浄化槽保守点検業者が営業所に備えなければならない帳簿は、別記様式第10号によるものとする。

2 前項の帳簿の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 委託を受けた浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 委託を受けた年月日
- (3) 委託を受けた浄化槽の設置場所
- (4) 当該浄化槽の保守点検、清掃及び水質検査の年月日
- (5) 浄化槽管理士の氏名及び免状の交付番号

3 第1項の帳簿は、委託を受けた浄化槽1基ごとに作成することとし、保存期間は3年とする。

(身分を示す証明書の様式)

第13条 条例第13条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第11号によるものとする。

(委任)

第14条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成10年1月30日）抄

- 1 この規則は、平成10年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則による改正前に調製された残存する用紙については、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（令和2年3月24日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

保守点検用具	水質測定用具	特殊用具
1 水準器	1 水温計	1 電流計
2 スカム破砕道具	2 水素イオン濃度測定器具	2 電圧計
3 夾 <small>きょう</small> 雑物 <small>わき</small> 搔上工具	3 溶存酸素計	3 薬品保管箱
4 汚物収納容器	4 透視度計	
5 汚物収納袋	5 塩素イオン濃度測定器具	
6 水中ポンプ（可搬式）	6 残留塩素測定器	
7 照明器具	7 亜硝酸性窒素検出器具	
8 接触ろ材逆洗用小型コンプレッサー	8 メスシリンダー（1,000ミリリットル）SV測定用	

別記様式第1号(第3条関係)  
(表面)

浄化槽保守点検業登録申請書			
登録の種類	新規・更新	※登録番号	登録( )第 号
		※登録年月日	年 月 日
<p>この申請書により、浄化槽保守点検業の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)和歌山市長</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号( - )		電話番号( ) -
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名			
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役名(常勤・非常 勤)	フリガナ 氏 名	役名(常勤・非常 勤)
申請時において既に受けている登録		登録第 号(年 月 日登録)	

(裏面)

営 業 所		浄 化 槽 管 理 士	
フリガナ 名 称	所在地 郵便番号( - ) 電話番号( )-	フリガナ 氏 名	免状の交付番号 及び交付年月日
和歌山県知事又は他の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

備考

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 登録の種類欄の「新規・更新」については、不要のものを消してください。
- 3 営業所欄には、登録を受けようとする営業所について記入し、営業所欄と浄化槽管理士欄は、各々対応させて記入してください。
- 4 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付してください。
- 5 正副各1通を提出してください。

別記様式第2号(第4条関係)

誓 約 書

年 月 日

和歌山市長 様

住所  
申請者  
氏名

⑩  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽保守点検業の登録申請者、その役員及び法定代理人は、和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

別記様式第3号(第4条関係)

器 具 の 明 細 書		
名 称	型 式	数 量
保守点検用具		
1 水準器 2 スカム破砕道具 3 きょうかき 夾 雑物 掻上工具 4 汚物収納容器 5 汚物収納袋 6 水中ポンプ(可搬式) 7 照明器具 8 接触ろ材逆洗用小型コンプレッサー		
水質測定用具		
1 水温計 2 水素イオン濃度測定器具 3 溶存酸素計 4 透視度計 5 塩素イオン濃度測定器具 6 残留塩素測定器 7 亜硝酸性窒素検出器具 8 メスシリンダー(1,000ミリリットル)SV測定用		
特殊用具		
1 電流計 2 電圧計 3 薬品保管箱		

備考 型式名のない用具は、記入しなくてもかまいません。

別記様式第4号(第4条関係)

浄化槽清掃業者との連絡に関する書

和歌山市長 様

年 月 日

住所

申請者

氏名



〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第2項第3号に規定する浄化槽清掃業者との連絡について、和歌山市の許可業者と連絡を取ります。

別記様式第5号(第5条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

(表面)

登録番号	登録( )第 号	登録年月日	年 月 日
		有効期間満了年月日	年 月 日
フリガナ 氏名又は 名称		法人にあつては、代表者の氏名	
住 所	郵便番号( - )		
	電話番号( ) -		
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役名(常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役名(常勤・非常勤)

(裏面)

営業所ごとの専任の浄化槽管理士及びその他の浄化槽管理士

営 業 所	
名 称 及 び 所 在 地	郵便番号(      -      )・電話番号(      )      -
専任の浄化槽管理士	
氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号	(      年      月      日交付)
その他の浄化槽管理士	
氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号(交付年月日)	

別記様式第6号(第6条関係)

登録( )第 号

登 録 証

住所

営業所の名称

氏名又は名称

上記の者は、和歌山市浄化槽保守点検業者として次の期間登録したことを証明します。

登 録 期 間	年 月 日から
	年 月 日まで

年 月 日

和歌山市長



別記様式第7号(第7条関係)

<p>浄化槽保守点検業登録事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名 〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号(    -    )  電話番号(    )    -		
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名			
登 録 番 号	登 録(    )第    号		
登 録 年 月 日	年    月    日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

別記様式第8号(第8条関係)

<p>浄化槽保守点検業廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山市長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 届出者 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕</p> <p>和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
フリガナ 氏名又は名称	
住 所	郵便番号(    -    )  電話番号(    )    -
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名	
登 録 番 号	登 録(    )第    号
廃 止 年 月 日	年    月    日
廃 止 理 由	

別記様式第9号(第11条関係)

40センチメートル以上	
浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	和歌山市長 登録( )第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽管理士の氏名	

35  
センチ  
メートル  
以上

別記様式第10号(第12条関係)

委託を受けた管理者の氏名又は名称	
委託を受けた管理者の住所	郵便番号( - ) 電話番号( ) -
委託を受けた浄化槽の設置場所	
委託を受けた年月日	年 月 日
保守点検年月日	年 月 日
清掃年月日	年 月 日
水質年月日	年 月 日
当該保守点検に係る浄化槽管理士の氏名及び免状の交付番号	

備考 保守点検に係る浄化槽管理士に変更のあつたときは、保守点検年月日の空欄に変更年月日、氏名及び免状の交付番号を記入してください。

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
<p>上記の者は、和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第13条第2項の規定による職務を行うものであることを証明する。</p>	
年 月 日 交付	
和歌山市長	印

注 意
1 この証明書は、職務の執行に際し、関係者から請求があるときは、提示しなければならない。
2 この証明書は、いかなる理由があつても、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失し、又はき損したときは、直ちに届け出なければならない。
4 この証明書の有効期間は、交付の日から1年とする。

## 9 和歌山市特定美観地域等における建設廃材等の処理に関する条例

平成13年3月28日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、特定美観地域等における建設廃材等の処理に関し必要な事項を定めることにより、特定美観地域等の美観の保護を図り、もって住民の良好で快適な生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定美観地域等 和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例（平成4年条例第25号）第7条第1項により指定された地域及びその地域に隣接する土地をいう。
- (2) 建設廃材等 工作物の除去に伴って生じた木くず、廃プラスチック、コンクリートの破片その他の不要物をいう。
- (3) 所有者等 土地の所有者又は権原に基づき土地を占有する者をいう。

(野積みの禁止)

第3条 所有者等は、特定美観地域等において建設廃材等を野積みしてはならない。

(勧告)

第4条 市長は、所有者等が建設廃材等を野積みしているときは、所有者等に対し建設廃材等を適正に処理すべき旨の勧告を行うものとする。

(撤去命令)

第5条 市長は、所有者等が前条の規定による勧告に従わないときは、所有者等に対し建設廃材等の撤去を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 第5条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

# 10 和歌山市廃棄物対策審議会条例

昭和50年12月23日

条例第41号

改正 昭和51年3月6日条例第1号

平成9年12月22日条例第72号

平成19年3月22日条例第8号

平成27年3月19日条例第2号

平成29年3月24日条例第30号

(設置)

第1条 本市に、和歌山市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関する業務の合理化に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか一般廃棄物の処理について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民組織団体の役職員
- (3) 一般廃棄物処理業者又はその団体の役職員
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境局環境部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月6日）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月22日）抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の和歌山市廃棄物対策審議会条例第3条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱され、在任している和歌山市廃棄物対策審議会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

## 1 1 和歌山市手数料条例（抜粋）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料）

第12条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

（1） 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設である場合 1件 130,000円

イ ア以外の一般廃棄物処理施設である場合 1件 110,000円

（2） 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設である場合 1件 120,000円

イ ア以外の一般廃棄物処理施設である場合 1件 100,000円

（3） 一般廃棄物処理施設である熱回収施設の認定申請手数料 1件 33,000円

（4） 一般廃棄物処理施設である熱回収施設の認定更新申請手数料 1件 20,000円

（5） 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件 94,000円

（6） 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料 1件 94,000円

（7） 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料 1件 147,000円

（8） 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料 1件 134,000円

（9） 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件 81,000円

（10） 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件 73,000円

（11） 産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件 100,000円

（12） 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件 94,000円

（13） 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件 71,000円

（14） 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件 92,000円

（15） 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件 81,000円

（16） 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件 74,000円

（17） 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 1件 100,000円

（18） 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件 95,000円

- (19) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1件 72,000円
- (20) 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1件 95,000円
- (21) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
  - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設である場合 1件 140,000円
  - イ ア以外の産業廃棄物処理施設である場合 1件 120,000円
- (22) 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
  - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設である場合 1件 130,000円
  - イ ア以外の産業廃棄物処理施設である場合 1件 110,000円
- (23) 産業廃棄物処理施設である熱回収施設の認定申請手数料 1件 33,000円
- (24) 産業廃棄物処理施設である熱回収施設の認定更新申請手数料 1件 20,000円
- (25) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料 1件 94,000円
- (26) 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併の認可申請手数料 1件 94,000円

(使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料)

第12条の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

- (1) 使用済自動車引取業者登録申請手数料 1件 4,000円
- (2) 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料 1件 3,000円
- (3) フロン類回収業者登録申請手数料 1件 6,000円
- (4) フロン類回収業者登録更新申請手数料 1件 4,000円
- (5) 使用済自動車解体業許可申請手数料 1件 78,000円
- (6) 使用済自動車解体業許可更新申請手数料 1件 70,000円
- (7) 使用済自動車破砕業許可申請手数料 1件 84,000円
- (8) 使用済自動車破砕業許可更新申請手数料 1件 77,000円
- (9) 使用済自動車破砕業変更許可申請手数料 1件 67,000円

(浄化槽法関係手数料)

第28条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

- (1) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件 6,000円
- (2) 浄化槽清掃業許可更新申請手数料 1件 5,000円

## 1 2 清掃事業年表

年	月	内 容
昭和10	10	塩屋1丁目4番7号に自然通風方式焼却炉（50 t /日）設置
昭和22	8	機構改革 経済民生部保健課
昭和23	7	保健課に庶務係、公衆衛生係、予防係
昭和25	7	機構改革 経済民生部衛生課
昭和27	2	衛生課に庶務係、清掃係
昭和28	11	和歌山市清掃株式会社設立
昭和29	4	清掃法制定される
昭和29	10	和歌山市清掃条例制定
昭和30	10	清掃法の施行により特別清掃地域指定される。
昭和30	3	し尿投棄船あさも丸（34.70 t）建造
昭和30	8	し尿貯溜槽（360 kℓ）湊中州河口に建設
昭和31	4	機構改革 民生部衛生課に庶務係、清掃第1係、清掃第2係を置く。
昭和31	4	和歌山市清掃条例改正（し尿処理手数料改正）
昭和31	11	特別清掃地域拡大
昭和33	11	機構改革 衛生課に清掃第3係
昭和33	12	和歌山市清掃条例改正（し尿処理手数料改正）
昭和35	6	新中島146番地に清掃事務所新設（南事務所）
昭和35	7	し尿海洋投棄船、第2あさも丸（38.85 t）建造
昭和35	8	機構改革 清掃第1係、清掃第2係、清掃第3係が清掃係となる。
昭和36	10	植松丁地先紀の川左岸にし尿貯溜船（90 kℓ）を購入し、係溜
昭和36	12	機構改革、衛生部、総務課（庶務係）、清掃課（庶務係、施設係）
昭和37	11	機構改革 清掃第1係、（庶務係、施設係）、清掃第2課（庶務係、施設係）
昭和38	1	森小手穂47番地の3に高速堆肥化処理施設を建設
昭和38	3	植松丁地先紀の川左岸瀬割堤に海洋投棄中継所開設
昭和38	12	和歌山市清掃条例改正（し尿処理手数料改正）
昭和39	1	し尿海洋投棄船、第3あさも丸（46.43 t）西宮市より購入
昭和39	4	本脇387番地の1に埋立地確保（日野最終処分場）
昭和39	8	本町地区で、ごみ、ステーション方式収集開始
昭和39	12	和歌山市清掃条例改正（し尿処理手数料、人頭制実施）
昭和40	1	特別清掃地域拡大

年	月	内 容
昭和40	4	和歌山市清掃条例改正（し尿汲取手数料改正）
昭和40	5	出島79番地の1に北清掃事務所を開設し、同時に新中島の清掃事務所を南清掃事務所と改称
昭和40	12	植松丁し尿中継所増設工事
昭和42	3	和歌山市清掃条例改正（一般世帯ごみ処理手数料無料）
昭和42	7	森小手穂47番地の3に準連続式機械焼却炉（30 t / 8 h × 2基）竣工
昭和43	3	和歌山市清掃条例改正（ごみ手数料改正）
昭和43	4	ごみ収集対象地域を全市に拡大
昭和43	10	コンテナ方式によるごみ収集開始
昭和43	11	機構改革 衛生管理課（庶務係、計画係、管理第1係、管理第2係）、衛生指導課（庶務係、指導係）
昭和44	3	湊1342番地にし尿処理場（紀の川浄苑）建設
昭和44	11	和歌山市清掃条例改正（し尿汲取手数料改正）
昭和45	12	清掃法改正され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定される。
昭和46	1	塩屋1丁目4番7号の焼却炉老朽化のため廃炉
昭和47	8	塩屋1丁目5番17号に第1清掃工場建設
昭和47	5	し尿海洋投棄船あおい丸（199. 70 t ）建造
昭和47	8	森小手穂47番地の3の第2清掃工場準連続式機械焼却炉改修・高速堆肥化処理施設廃止
昭和47	8	機構改革 業務第1課（庶務係、施設係、指導係）、業務第2課（庶務係、施設係、指導係）
昭和48	5	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（し尿汲取手数料改正）
昭和48	5	し尿海洋投棄船第2あさも丸売却処分
昭和48	5	し尿海洋投棄船第3あさも丸売却処分
昭和48	6	森小手穂47番地の3の高速堆肥化処理施設撤去
昭和48	8	し尿海洋投棄船あおい丸売却処分
昭和48	10	和歌山市清掃地域週2回収実施
昭和48	10	森小手穂47番地の3の第2清掃工場新設焼却炉着工
昭和48	12	し尿海洋投棄船第1あさも丸売却処分
昭和49	10	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（し尿汲取手数料改正）
昭和50	3	森小手穂47番地の3の第2清掃工場新設焼却炉完成
昭和51	4	機構改革 環境事業部業務第1課（庶務係、施設係、指導第1、2係）になり、第1、第2清掃工場が第1、第2工場に南、北清掃事務所が南、北事務所になる。
昭和51	10	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（し尿汲取手数料改正）
昭和51	10	し尿陸上処理場建設事務所設置
昭和52	2	機構改革により業務第1課「指導第1係、指導第2係」を「産業廃棄物管理係、指導係」に改正

年	月	内 容
昭和52	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（塵芥処理手数料改正）
昭和52	6	北事務所新設事務所竣工（鉄筋コンクリート造り780.84㎡ 2階建）
昭和52	7	南事務所新設事務所竣工（鉄筋コンクリート造り700.10㎡ 2階建）
昭和54	10	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（し尿汲取手数料改正）
昭和55	6	湊1342番地に旧施設（紀の川浄苑200 k l/日）を増設し、し尿処理施設（450 k l/日）竣工
昭和55	7	青岸現場詰所完成（不法投棄処理業務用車庫及び詰所延106.5㎡）
昭和55	7	工場名称「紀の川浄苑」を「青岸工場」に変更、和歌山市紀の川浄苑規則を和歌山市青岸工場規則に改正
昭和55	9	し尿陸上処理建設事務所解散
昭和55	11	機構改革により業務第2課「施設係」を「管理係」に改正
昭和56	8	西防（和歌山下津港北港の西地区防波堤沖埋立地）最終処分場受入開始（和歌山環境保全公社）
昭和57	1	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（し尿汲取手数料改正）
昭和57	10	青岸エネルギー開発工場建設事務所設置
昭和58	4	資源（空かん類、空びん類）の分別収集を全市施行
昭和60	10	浄化槽法の施行に伴い和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 和歌山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例並びに同施行規則制定
昭和60	12	第1工場閉鎖
昭和61	3	湊1342番地の3に青岸エネルギーセンター竣工
昭和62	4	機構改革により業務第1課「庶務係、施設係」を「庶務班」に、「指導係、産業廃棄物管理係」を「指導班」に改正、その他、各係を班に改正
昭和62	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（塵芥処理手数料改正）
昭和62	8	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（し尿汲取手数料改正）
昭和63	3	日野埋立地埋立完了
昭和63	4	機構改革により業務第1課「庶務班」を「総務班」に改正
平成元	3	日野埋立地移管替（三角地を除く）
平成元	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（塵芥処理手数料改正）
平成元	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正（し尿処理手数料改正）
平成元	12	日野埋立地（三角地）移管替
平成元	12	第2工場旧炉撤去
平成元	12	第2工場（一部）移管替
平成 3	4	環境事業部焼却炉建設事務所設置
平成 3	4	機構改革により業務第1課「指導班」を「ごみ減量推進班、産業廃棄物班」に改正
平成 3	4	第1工場（管理棟用地）移管替
平成 3	5	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正

年	月	内 容
平成 3	7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
平成 5	2	西事務所新設事務所竣工（鉄筋コンクリート造り449.32㎡ 平屋建）
平成 5	2	戸別収集方式による粗大ごみ収集開始
平成 5	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
平成 5	4	機構改革業務第1課「不法投棄対策班」新設
平成 8	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
平成 8	7	西防（和歌山下津港北港の西地区防波堤沖埋立地）最終処分場受入終了
平成 8	8	大阪湾広域臨海環境整備センター受入開始
平成 9	1	モデル地区（本町・湊・三田）において、指定袋での5種分別のテスト開始（6月30日まで）
平成 9	4	廃冷蔵庫からのフロンガス回収実施
平成 9	4	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
平成 9	4	機構改革により業務第1課「不法投棄対策班」「ごみ減量推進班」を「ごみ減量推進班」に統合
平成 9	7	5種分別収集（一般ごみ、かん、びん、ペットボトル、紙・布類）及び指定ごみ袋実施
平成10	1	指定袋又は、規格に合った買物袋での収集開始
平成10	3	湊1342番地の39に青岸クリーンセンター竣工
平成10	3	第2工場閉鎖
平成10	3	フロンガスの分解開始
平成10	4	機構改革により環境事業部を生活環境部に改正、環境保全室が保健衛生部より異動
平成10	5	第2工場跡地にて、がれきの受入開始
平成10	10	和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正
平成11	4	機構改革により環境政策課、環境対策課新設、それに伴い環境保全室廃止
平成12	4	機構改革により業務第1課を、環境総務室、廃棄物対策室、リサイクル推進室の3室に分室し、ISO推進室を新設
平成12	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行（和歌山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止）
平成12	11	事業系ごみの収集運搬業務を民間委託
平成13	4	機構改革により廃棄物対策室を、一般廃棄物室、産業廃棄物室の2室に再編
平成13	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例改正
平成14	3	青岸エネルギーセンターにて、廃棄物循環型処理施設整備工事（ダイオキシン類低減対策工事）竣工
平成14	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例改正
平成14	4	機構改革により環境政策室及びISO推進室を環境政策室として統合
平成15	1	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例改正
平成15	4	機構改革により、リサイクル推進室を廃止し、生活環境総務課、一般廃棄物課及び産業廃棄物課へ統合

年	月	内 容
平成15	8	南・北・西事務所での粗大ごみ受付を、粗大ごみ受付センターでの集中受付に変更
平成15	10	モデル地区（湊・雄湊・雑賀崎）において、プラスチック製容器包装分別収集を開始
平成16	4	機構改革により、次世代処理計画推進課を新設、また環境政策課及び環境対策課を環境政策課として統合
平成16	4	全市域において、月2回のプラスチック製容器包装分別収集を開始
平成16	5	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行（ごみ処理手数料等改正）
平成16	8	プラスチック製容器包装分別収集を月2回から週1回の収集に変更
平成19	4	粗大ごみの収集運搬業務を民間委託
平成19	4	機構改革により、生活環境総務課及び次世代処理計画推進課を廃止し、一般廃棄物課へ統合、環境政策課を分割し、環境対策課を設置
平成20	4	第5水曜日に資源（ペットボトル、紙・布類）の収集実施
平成20	7	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行（ごみ処理手数料等改正）
平成21	4	家庭ごみ（一般ごみ、資源）の収集運搬業務を一部民間委託（約27%）
平成21	11	ごみ減量推進キャラクター「リリクル」を商標登録
平成21	11	資源集団回収制度の開始
平成22	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行（廃棄物減量等推進審議会設置、資源持ち去り禁止制度制定）
平成22	4	機構改革により、環境政策課及び環境対策課を環境政策課として統合
平成22	6	資源集団回収奨励金制度の開始
平成23	7	雑がみの分別収集の開始
平成23	7	「リリクル通信」創刊
平成23	11	和歌山市一般廃棄物処理基本計画策定
平成24	4	機構改革により環境保全部を廃止し環境事業部へ統合、一般廃棄物課において総務班を廃止し管理班へ統合、産業廃棄物課で管理班を廃止し審査班を設置
平成24	6	第1工場解体撤去
平成24	8	「リリクル」の着ぐるみ誕生
平成24	8	「リリクル」ラッピング収集車両の登場
平成25	3	和歌山市災害廃棄物仮置きヤード設置
平成25	4	機構改革により南事務所、北事務所及び西事務所を統廃合し、新たに収集センター（北事務所・西事務所）とし、2事務所体制とした
平成25	4	家庭ごみ（一般ごみ、資源）の収集運搬業務の委託地域を拡大（約50%）
平成25	5	和歌山市ごみ減量計画「ごみ減量アクションプラン」策定
平成25	10	ふれあい収集開始
平成25	10	全市域において、年2回（平成25年度は1回）の小型家電等の地区別訪問収集を開始
平成25	11	和歌山市ごみ減量推進員制度開始
平成26	2	ごみ情報サイト「リリクルネット」開設

年	月	内 容
平成26	3	第2工場の一部（倉庫及び車庫等）を解体撤去
平成26	4	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行（死体処理手数料、し尿くみ取手数料、一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料及び一般廃棄物処分業許可申請手数料改正）
平成26	7	雑がみ収集袋の作成
平成26	10	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度開始
平成26	10	和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行（ごみ処理手数料及び木くず処分手数料改正）
平成26	10	一般廃棄物版マニフェスト制度開始
平成26	10	和歌山市青岸清掃センター受入基準施行
平成27	4	機構改革により環境事業部から環境部に変更、一般廃棄物課において総務啓発班を設置
平成27	9	青岸エネルギーセンター基幹改良工事完了
平成28	3	ごみ分別早分かりブック「リリクル総合ごみ情報誌」全戸配布
平成28	4	プラスチック製容器包装分別収集を廃止し、一般ごみとして混合収集を開始
平成28	4	プラスチック製容器包装でごみ発電（熱回収）の開始
平成28	6	青岸汚泥再生処理センターの稼働開始
平成28	10	「紙、布」としての混載収集から「紙」と「布」を別での収集に変更
平成29	3	和歌山市一般廃棄物処理基本計画改定
平成29	5	第2期和歌山市ごみ減量計画「ごみ減量アクションプラン」策定
平成29	9	和歌山市災害廃棄物処理計画策定
平成30	4	青岸ストックヤードの稼働開始
平成30	6	第2工場解体撤去工事完了
平成31	4	一般廃棄物課において総務啓発班と企画班を統合し、総務企画班を設置
平成31	4	家庭ごみ（一般ごみ、資源）の収集運搬業務の委託地域を拡大（約70%）
令和 3	2	ごみの減量により、青岸クリーンセンターを休炉
令和 3	3	第2次和歌山市一般廃棄物処理基本計画及び和歌山市ごみ減量アクションプラン策定
令和 3	5	青岸クリーンセンターをごみ中継施設として活用開始
令和 6	4	機構改革により、一般廃棄物課及び産業廃棄物課を廃棄物対策課として統合。また、青岸清掃センターにおいて、建設班を新設するとともに、管理第1班と管理第2班を管理班として統合。
令和 7	3	「和歌山市ごみ処理施設整備基本計画」策定
令和 7	4	資源収集において、「布」を「紙・ペットボトル」との組み合わせから「かん・びん」との組み合わせに変更
令和 7	6	株式会社ジモティー、株式会社マーケットエンタープライズとのリユース促進に向けた連携と協力に関する協定を締結
令和 7	8	粗大ごみの戸別収集のインターネット受付を開始

## 清 掃 事 業 概 要

編集・発行 和歌山市 市民環境局 環境部  
廃棄物対策課  
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

T E L 073-432-0001(代表)  
073-435-1352(一般廃棄物について)  
073-435-1221(産業廃棄物について)

F A X 073-435-1270

E-mail [haitai@city.wakayama.lg.jp](mailto:haitai@city.wakayama.lg.jp)

廃棄物対策課HP  
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/1009417/soshiki/1002614/1002637/1007611.html>

ごみ情報サイトリクルネット <http://www.rerecle.net/>

発行年月 令和8年2月

